

## 設置の趣旨等 (地域生活支援学専攻博士後期課程)

本申請書は、西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻に博士後期課程を設置(研究科の専攻に係る課程の変更)することを目的としており、その目的を達成するため、以下の順序により必要な事項を記述する。

まず、最初に、設置母体である学校法人永原学園の創設から今般の改組転換の始期である平成24年に至るまでの歴史的発展の経緯について記述する。

第2に、平成24年から26年2月に至るまでの改組転換の過程を大学院に焦点を絞って記述する。

第3に、大学院における改組転換、なかでも研究科の名称を健康福祉学研究科から生活支援科学研究科に変更し、健康福祉学専攻を廃止し、地域生活支援学専攻を設置(平成26年4月に届出済)するに至った理由を社会福祉の対象である生活問題及びそれに対応する社会福祉関連施策の近年における変化並びにそれらを研究の対象とする社会福祉学研究の変化にもとづいて記述する。

第4に、地域生活支援学専攻に博士後期課程を設置する必要性について、志願者として想定される集団や階層、具体的な志願者のニーズ、社会福祉に関連する自治体、行政、関連組織・団体などのニーズ、想定される卒業生の進路等の観点から記述する。

第5に、第3、第4における記述を前提に、博士後期課程を設置する理由と研究教育の課題について、博士後期課程の基礎となる健康福祉学部社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科並びに地域生活支援学専攻修士課程を階層構造的に踏まえ、前提とする課程として位置づけ、必要な事項を記述する。

第6に、博士後期課程における教育課程の構造とそれを構成する科目の特徴について必要な事項を記述する。

第7に、博士後期課程の運営方法について必要な事項を記述する。

第8に、授与する学位の名称、課程博士学位授与の手続き並びに論文審査の基準、論文博士授与の手続き並びに論文審査の基準等について必要な事項を記述する。

## ア 設置の趣旨及び必要性

### 1. 沿革

西九州大学は、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神のもと、健康、福祉、教育・保育に関する地域の「知の創造拠点」として、地域社会と密接に連携し、地域のニーズに柔軟に対応することのできる地域志向の教育研究機関になることを目指して発展してきた（資料1）。なかでも、健康福祉学部においては、昭和43年の開学以来、「健康と福祉の探究」を目指す学際的な理念を掲げ、少子高齢社会における人々の生活支援に貢献する基盤の成を図り、栄養と福祉の両分野にわたる多数の有為な人材を育成し、地域社会に輩出してきた（資料2）。

この間、西九州大学は、半世紀に及ぶ歴史を通じて、佐賀県唯一の四年制私立大学として社会福祉、精神保健福祉、介護福祉、臨床心理、教育・保育、管理栄養、理学療法、作業療法の各分野において専門職業人を養成してきた（資料3）。

資料1：学校法人 永原学園の沿革（概要）

資料2：西九州大学の沿革（概要）

資料3：佐賀県の高等教育機関

資料4-1：健康福祉学専攻社会福祉コース入学者数

資料4-2：健康福祉学専攻入学者と社会人

資料4-3：健康福祉学研究科社会福祉コース修了生状況

此度、届出設置が可能となった大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻修士課程の前身にあたる健康福祉学専攻修士課程は、1999年に開設されたが、2009年(平成21年)には、「健康栄養コース」、「社会福祉コース」に「臨床心理コース」、「リハビリテーションコース」を加えて4つの履修コースをもつ課程に拡充された。健康福祉学専攻は、設置以来、包摂する領域を徐々に拡大しつつ、地域社会における人々の日常の生活がより豊かなものになるように支援する専門的な人材の育成に取り組んできた（資料4-1）。

今日までの健康福祉学専攻社会福祉コースの修了者は111名(平成12年度～24年度)であるが、入学

者の7割は社会人経験者が占めている（資料4-2）。修了生の進路は、明確に把握されている者89名の内、学校教育機関（4年制大学、短期大学、専門学校等）教員45名（50.6%）、福祉機関19名（21.3%）、医療機関（医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士等）12名（13.5%）、公務員4名（4.5%）及び博士後期課程進学者4名の（4.5%）となっている（資料4-3）。

健康福祉学研究科は、2014年（平成26年）、学部改組を契機に、大学院教育課程の一体化、再統合を促進するため、4つの履修コースをそれぞれ分離独立させ、健康栄養学専攻、健康福祉学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻の4つの専攻を設置し、独立した専門領域ごとに高度な専門性を備える人材の育成を図った。

同時に、近年の地域社会に生活する人びとが直面させられている生活問題状況ならびにそれに対応する生活支援施策の動向、さらにはそれらの問題状況や施策を研究教育の課題とする諸科学の動向を大学院教育に反映させるため、研究科の名称を「生活支援科学研究科」に変更した。これは、一方において各専門領域のもつ独自の専門性を高めると同時に、他方において近年の生活支援に必要とされる多分野横断的、学際融合的、学際協働的なアプローチを可能にし、促進する研究教育のあり方を開発し、推進するための名称変更である。これら一連の改革により、地域社会の生活支援において4専攻が分担し、それぞれに担うべき高度専門職業人養成の課題がより明確なものとなり、本学研究科の特性と目指すべき方向性がより明らかなものになった。

学部の充実においては、平成26年度健康福祉学部に、介護福祉、障がい者福祉や児童福祉領域におけるスポーツやレクリエーションの活用による地域社会を基盤とする健康の維持促進、介護予防に、より一層重要な働きをする人材を養成するためにスポーツ健康福祉学科を設置（届出）した。

このように西九州大学は、学部教育を基礎に、大学院教育において常に人びとの健康と生活を支援することを中心に据え、それを学際的・総合的な視点から推進し、実現することをめざす研究・教育を展開できるように取り組んできた。

加えて、先般、西九州大学は、大学院改組とは別に、大学としての基本的な方向性に重要な転換と進展を促すような契機を与えられた。すなわち、平成25年には、西九州大学が佐賀大学と共同で申請した「コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト」が文部科学省による「平成25年度地（知）の拠点整備事業」に採択されたことである。

西九州大学は、従来から地域社会とのつながり、連携を機軸とする研究教育のあり方を模索し、機会

あるごとに文部科学省の各種助成事業に応募し、採択されてきた（資料5）。西九州大学はこの伝統を継承しつつ、そのさらなる発展を期すため、此度の本学プログラムの地（知）の拠点整備事業への採択を契機に、大学をあげて地域に根ざし、地域とともに、地域によって発展する大学、地域志向の大学となることを決意し、「地域大学宣言」を公にするところとなった（資料6）。学部教育のみならず、大学院教育においても、「地域再生、地域創生に寄与する人材養成」を大学の基本的な方向性、目標として明確に組み込むことにした。此度の地域生活支援学専攻修士課程の設置(届出済)は、そのような西九州大学における大学改革の重要な一部分を構成するものである。そして、この改革構想は、地域生活支援学博士後期課程の認可設置をもって完成すると考えている（資料7）。

資料5：文科省採択事業

資料6：地域志向の大学宣言

資料7：地域大学の具現化イメージ

## 2. 健康福祉学専攻（修士課程）の地域生活支援学専攻（修士課程）への転換

こうして、西九州大学は、これまでの地域社会における諸貢献、実績とCOC事業の採択を機に「地域志向の大学」を目指すことを宣言し、そのための基盤を形成・強化するところとなった。このような方向性、すなわち、人々の地域社会における生活支援を科学し、地域社会に貢献する研究と教育に転換するという発想は、西九州大学大学院における生活支援科学研究科への名称変更という構想それ自体に含まれていたものである。健康福祉学専攻から「地域生活支援学専攻」への改組転換は、このような方向づけをより明確にし、発展させるための改革にほかならない。

以下、図1の「地域生活支援学専攻概念図」によりながら、改めて、西九州大学が「地域生活支援学」をキー概念に、「健康福祉学専攻」から「地域生活支援学専攻」に改め、さらにその上に「地域生活支援学専攻博士後期課程」の設置を構想するに至った経緯・理由と構想の概要について述べる。

周知のように、日本社会全体を覆う地域における生活問題への解決策の閉塞的・混迷的な状況が長期にわたって続いている。このような状況は、西九州大学にとって、従来の健康福祉学専攻の実績を活かし、それをより発展充実せしめ、社会福祉学を基盤に、地域の再生・創出を積極的、挑戦的に切り拓く道に進むことを要請する契機にほかならない。

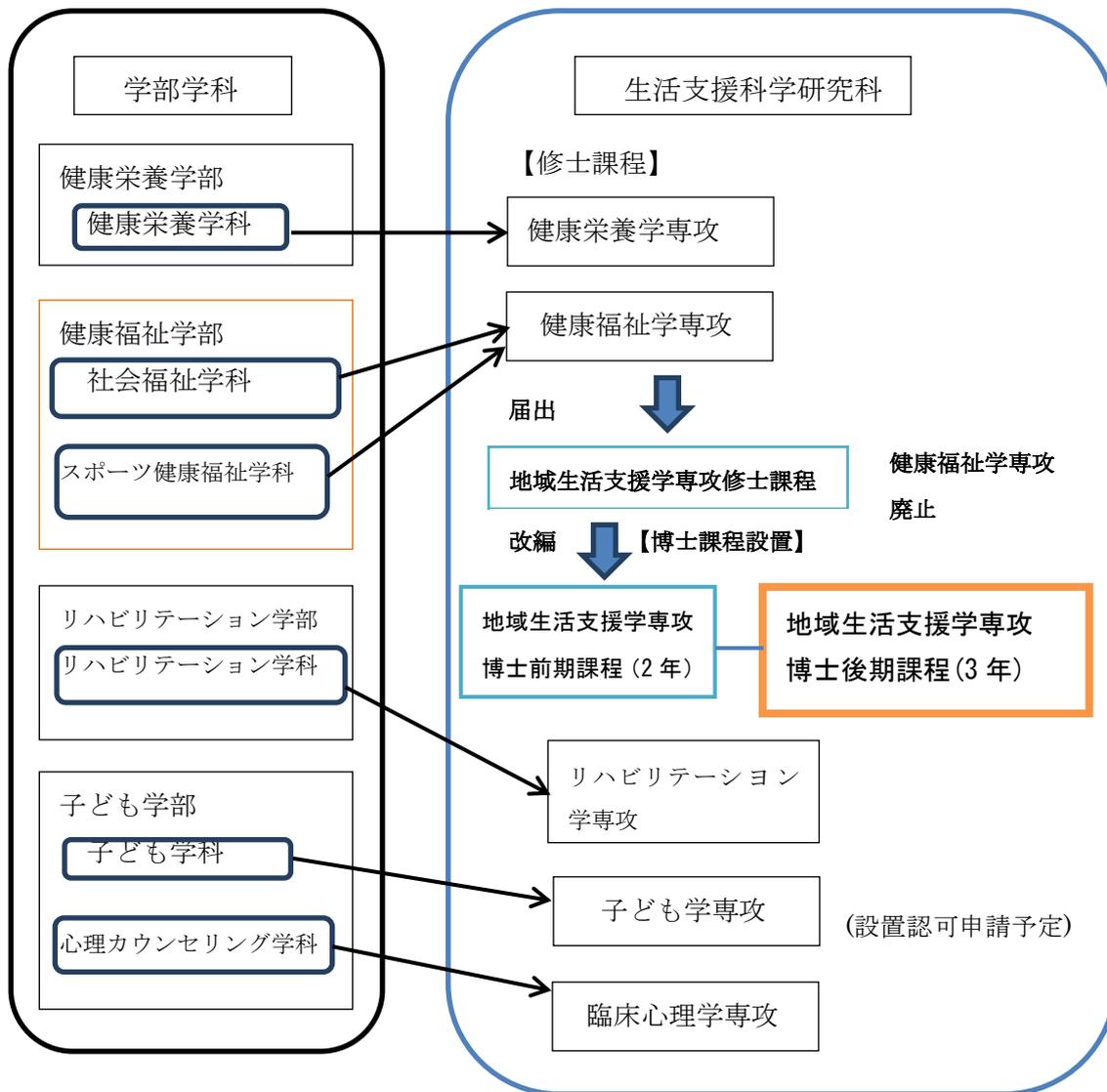
西九州大学は、こうした課題に果敢に挑戦するため、まず健康福祉学専攻の教育課程の転換を図り、

地域生活支援学専攻修士課程を設置(届出済)することにした。これまでも、健康福祉学専攻において、健康と福祉の交錯する領域において多様に形成される生活問題に学際的にアプローチし、その解決や緩和に貢献できる理論と技術を開発し、教授することを課題に研究教育を展開してきたところであるが、特に、近年の地域社会における生活問題の多様化、複雑化、高度化は、人々の生活に対する多分野横断的かつ総合的包括的な支援を必要不可欠とする状況にある。健康福祉学専攻の地域生活支援学専攻への改組転換は、今日における喫緊の福祉課題とニーズに積極的に応えるため、人びとの生活問題について、それらが多様に交錯し、展開する地域社会に焦点化して対応する地域福祉の観点から、人びとの地域生活に密着したところで解決緩和をはかる理論と技術を研究開発し、それを習得した人材を養成することで地域社会の再生、創生に貢献しようとするものであった。

此の度の改革は、そのような新たな理念をもつ地域生活支援学専攻修士課程を設置し、同時に、これを前提に、地域生活支援学専攻の博士後期課程の設置（研究科の専攻に係る課程の変更）を申請するものである。

博士課程の設置が認められれば、地域生活支援学専攻修士課程は、地域生活支援学専攻博士課程(前期2年の課程)に改編し、従来の健康福祉学専攻修士課程は廃止する予定である。

図1 地域生活支援学専攻概念図



### 3. 地域生活支援学専攻博士後期課程の設置の必要性

#### (1) 社会的要請

近年わが国の社会は、寿命の延伸と出生率の逡減に伴う人口の超高齢化と絶対的減少、いわゆる限界集落や限界団地の形成、社会関係資本の縮減、産業の海外移転、グローバル化の進展、格差の拡大、低所得層の拡大、子どもの貧困の増大、家族関係の変容、生涯未婚率の上昇、社会的孤立死、ホームレスやニート、認知症、引きこもり、うつ症状、虐待、家庭内暴力の漸増などともなう生活問題—生活上の困難や障害—に直面している。このような多岐にわたる問題状況は、地域社会で日々の暮らしを営む人々の生活上に複合化、重層化、多層化し、複雑で深刻な生活問題として出現しており、そのことによ

って地域社会の疲弊、弱体化が加速度的に進行している（資料8）。

#### 資料8： 疲弊化する地域社会

今日、このような問題状況に対応するため、人権擁護、雇用、所得保障、健康、医療、栄養、社会福祉、リハビリテーション、カウンセリング、心理療法、児童相談、児童の社会的養護、発達障害支援など多様な生活支援施策が展開されている。これらの生活支援施策は、広くは社会政策（ソーシャルポリシー）、福祉政策、社会保障などの名称のもとに総括されるが、その内容は多岐にわたる。また、個々の施策一つをとってみても、政策レベルに焦点化するものもあれば制度や個人や家族に対する援助活動に焦点化するものも存在する。

このように、我が国の社会は、現代の人々の生活ニーズに応じるために多様な手段を講じ、政策や制度の充実を図ってきている。しかしながら、今日の地域社会に生じる多様な生活問題の構造は、複合的・重層的・多層的な構造をもつだけに、単一の、あるいは、限定された制度の適用を中心にした解決方法では無理があり、これまで登場した施策のなかには、政策や制度の設計というハード面においても、人を介して行われる運営や実践などのソフト面においても、解決策として適合せず、手つかずのままの多様な課題が堆積している。

本学が立地する人口規模の少ない佐賀県においても三世帯同居率や子どものいる世帯は全国的には高い方であるが少子高齢化の進行、単身世帯の増加が進んできている。現在、社会的孤立の回避のための活動、ユニバーサルデザイン社会づくりなど、新たな地域社会づくりが進みつつある。単身世帯の増加のトップは東京であるが、この傾向は、大都市圏に多い（平成24年国民生活基礎調査（平成22年）の結果から「グラフでみる世帯状況」）。これらの地域と佐賀地域とを単純に比較はできないが、現代社会における地域生活の支援、人為的な共同体志向による地域社会の再生・創生は共通の重要課題になりつつあることに違いはない。

とりわけ、東日本大震災は、我々の社会に語り尽くせないほどの未曾有の甚大な喪失をもたらしたが、他方で、地縁・血縁の重要性、地縁・血縁によらない新たな人間関係の結びつきとその重要性、見知らぬ人同士相互の助け合い、ボランティア活動、地域づくりやまちづくりの重要性を我々に再認識させる契機になるとともに、政治や行政機関、経済システムや企業のあり方等々に至るまで多くの事柄について再考を迫るものとなった。そこには社会の再生のありようの手がかりが示されている。たとえば、最

近の日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会による提言「災害に対する社会福祉の役割—東日本大震災への対応を含めて—」（平成 25 年 5 月 2 日）においても、平時においてこそ予防的なソーシャルワークの推進が重要であること、特に、地域での連携と包括的な支援体制の構築の重要性が指摘されている。この指摘は、長年、地域社会の問題に関与し、人々の日常生活を支えてきた社会福祉学にとって、改めて厳しい課題の突きつけである。

加えて、ここ 1～2 年の間に出された日本学術会議における東日本大震災復興のための提言においても、「災害に強いまちづくり」が焦点化されるとともに、地域の再生においては、「生きる力」を地域コミュニティの中で培う必要のあることが強調されている（「二度と津波犠牲者を出さないまちづくり — 東北の自然を生かした復興を世界に発信—平成 24 年」（平成 24 年（2012 年）4 月 9 日 日本学術会議 東日本大震災復興支援委員会・災害に強いまちづくり分科会、「ひと」と「コミュニティ」の力を生かした復興まちづくりのプラットフォーム形成の緊急提言」（平成 24 年（2012 年）12 月 5 日 日本学術会議環境学委員会環境政策・環境計画分科会）。このような相次ぐ提言は、直接的には東日本大震災を重要な契機とするものであるが、被災地に限らず地域社会の基盤が脆弱となった今日の社会において、人々の地域における暮らしを支える基盤としてのコミュニティの再生・創生に、諸科学の結集が重要な意味をもつことを述べたものであると言えよう。

社会福祉関連領域の学も例外ではない。今日の地域社会における暮らし問題の多様な局面と状況に対して、一つの領域として地域福祉に長年先進的に取り組んできた社会福祉学においても、さらなる洗練と革新が必要不可欠とされる。社会福祉学を基盤とする地域生活支援学という新たな学術的領域の創成・構築がまさに必要とされているのである（資料 9-1）。

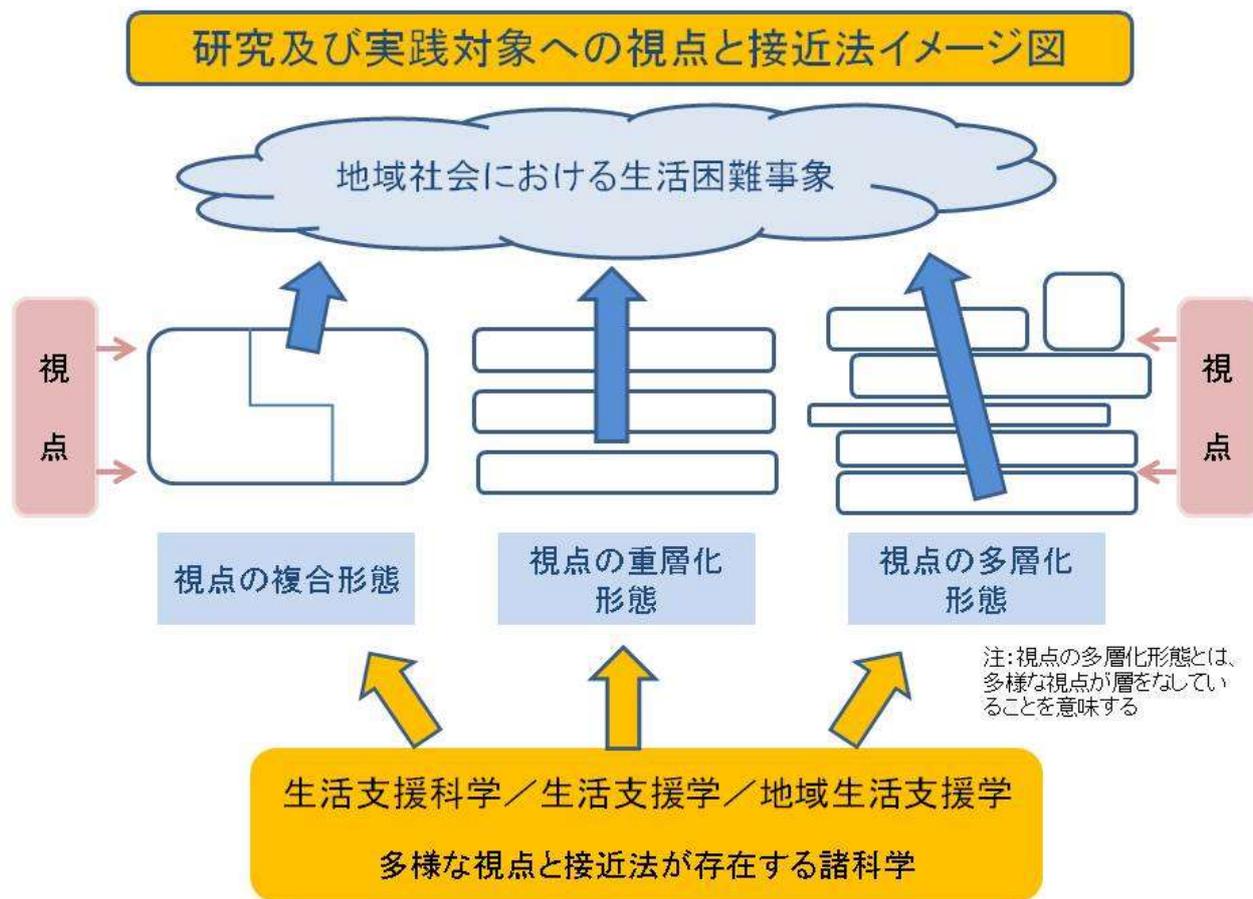
#### 資料 9-1： 学術界の動向

しかし、そのような領域を創成・構築するには、それを可能にする新たな接近法が必要とされる。すなわち、地域の再生、創生のために地域生活上の問題を診断し、解決・緩和・抑止・予防のための新たな総合的・包括的な地域生活支援システムを構築し、推進することを可能にする接近方法である。それは、多様な視点（複眼的な視点）から、さらにいえば、複合的・重層的・多層的な分析視角から事象に接近する方法である。複雑なメカニズムによる事象を認識するには、そのような新たな接近法を創出することのできる研究教育とそれに依拠する高度な実践が、今日の社会において、重要、かつ、緊要な課

題となっている。

ここでいう複眼的視点とは、研究対象を多面的多角的な視点から捉えようとすることを意味する。複合的、重層的、多層的というのは、多様な視点や複眼的視点とも関連するが、複合は、複数の視点をどのように1つにまとめるかを表す切り口であり、重層は複数の視点を重ね合わせて事象を捉えようとする切り口であり、多層は重層する視点をさらに重ねて事象を捉えようとする切り口を意味している。こうした切り口の設定は一見言葉遊びにとられかねないが、事象の複雑なメカニズムの認識や説明に意味をもつと考える。また、地域生活支援、地域再生・創生という、すぐれて実践的な課題に取り組むときの構想、概念化、展開手段に重要な手掛かりを与えうる点で妥当性と有効性を期待することができる。

図2 研究及び実践対象への視点と接近法イメージ図



例えば、今日、高齢者の介護をめぐっては、深刻で多様な生活困難事象が地域社会において顕在化している。このような事象をどのように捉えることができるだろうか。まず、その背景には、社会全体と

しての介護問題に関する体系的な施策を決定づける政策や、その制度設計レベルでの問題が関係していることが考えられ、そうしたマクロレベルでの事象への焦点化が必要とされる。また、介護問題を制度として運用、展開することに関わる執行機関としての行政や、関連する諸機関、諸施設・団体などの体制や機能、そのもとで専門職による実践として地域生活支援を展開する人材への焦点化も欠くことはできないであろう。さらには、産業構造の変化、人口動態の変化、人口の極端な集中と過疎化、地域社会の変容、家族の変容、人々の価値意識の変化が介護をめぐる問題に与える影響などに焦点化することも重要である。加えて、以上のような諸課題の全体的で連鎖的な側面や相互の連関性に焦点化することが必要となる。これらはあくまで例示に過ぎないが、このような焦点化の際には、学際的、複合的な視点が欠かせない。

地域生活支援学の創生・構築には、本専攻が基盤とする社会福祉学の視点（原理や政策・制度、運用、多様なレベルに介入する実践等の視点を内包する）に加え、社会福祉学と同様にそれ自体として多様な視点を備える隣接の学問分野—地域社会学や人類学の視点、コミュニティ心理学や地域社会政策等々の視点を援用して複合化、重層化し、そこからさらに多層化して事象を捉える枠組みを追究し、構築することが重要である。また、事象把握だけではなく、実践的に事象に接近し、生活支援を展開する際にも、多様な学術領域の知識や技術を援用し、複合的、重層的、多層的な視点をもつことが重要である。

このように、学際的で多様な視点を複合化、重層化、多層化すること、いわば多様な視点を選択し、それらを組み合わせ、融合化することによって、問題認識のありようを転換させ、全体的社会的な解決策から個別の援助のレベルまでを包摂する道筋を描くことが可能となる。人々の地域生活支援は、ともすればマイクロレベルの個人事象や特定の問題に還元されやすい。例えば、認知症高齢者への対応は、認知症という疾患に関わる問題、家族介護者の離職と将来の生活不安に関わる問題、介護職の質に関わる問題などとして、一面だけを切り取って扱われやすい。しかし、視点の当て方によって問題の認識のありようは変化する。個人的事象の背景には往々にして社会的事象が存在している。個人的事象として扱われる介護問題には、社会政策や社会福祉政策、その他の広範な政策の政策課題とみなすべき要因が多様に関与している。地域生活支援の課題は、マクロレベルの事象、メゾレベルの事象、マイクロレベルの事象、それら相互の関連の構造とメカニズムを明らかにする総体的な視点をもつこと、いわば、マイクロ事象の具体的個人の地域社会における生活問題を、メゾレベルの社会システム、マクロレベルの全体社会のシステムに結びつけ、それらシステムの相互の連関のなかで多次元的に、また、全体的に捉えるこ

とが重要である。

このような観点をもって、実践的研究課題を追究することが、地域生活支援、地域の再生、創生の、延いては地域生活支援学の創生・構築の成否の鍵を握るのではないか。本後期課程においては、社会福祉学を基盤に、以上のような見方を内包する接近法の創出、開発により、地域生活支援学という新たな研究教育領域の創成・構築を構想する。

ここで、複眼的視点、複合的、多重的、多層的アプローチの必要性と重要性に加え、地域生活支援、地域の再生、創生を目指す研究教育を深めるために、さらに二つの観点、あるいは、二つの方向性（接近方法）を提示する。第一は、地域生活支援、地域の再生・創生に接近するに際して問題ないし課題の構造的特性に着目して把握し、解明するという事象把握のための接近法の開発である。第二は、第一の接近方法を基礎とし、人々の地域生活の問題や課題に対して総合的包括的な支援の提供や、支援のシステムを構築するために必要とされる問題や課題の解決・緩和・抑止・予防の方法のための具体的な実践的研究としての接近法、すなわち実践的接近法の開発である。

特に第二の方向性は重要な意味をもっている。地域生活支援、地域再生・創生の問題・課題に関して、その解決・緩和・抑止・予防のために必要とされる総合的包括的な支援システムを構築するにあたっては、その戦略的な方策、すなわち政策の企画・立案から始まり、制度の設計や適切な運用、地域生活支援の包括的な支援体制づくり、そして質の高い地域生活支援の実践展開と評価に至るPDCAプロセスを有効適切に循環させるシステムを構築する必要がある。そのためには、多様な視点かつ学際的な視点から編み出される構造的接近法とともに、実践に寄与する有用な知識・技術体系の創出と適用が求められるのである。

本後期課程は、これら二つの観点（方向性）を備え、駆使しうる優位の人材を養成することをもってその目的とする。

補足：以上の地域生活支援並びに地域生活支援学の基本的考え方―視点と枠組み―を箇条書き的に要約すると以下の通りである。

- (1) 超少子高齢化、人口減少、社会関係資本の縮減によって限界化のリスクに直面する現代社会においては、多様、複雑かつ高度な生活問題に対処するために、地域社会を基盤とする、さらには地域社会の再生・活性化の施策と表裏の関係において、多様な施策が展開されており、それらの特質

やありようを理解するには、そこに至る歴史的、社会経済的、政治的、文化的な背景に遡及する分析が必要とされる。

- (2) それらの施策は、社会福祉から人権擁護、健康、教育、雇用、所得、保健、医療、消費者保護からまちづくりなどを含みつつ、多分野横断的包括的なアプローチのもとに展開されており、社会福祉にはそのような施策展開のなかで機軸としての役割を果たすことが求められている。そのような状況が出来る経過や背景、その特質、今後のありようなどを解明するには、個別の生活支援施策の歴史的な形成の過程、それら施策と社会福祉の位置関係や機能などについての理論的実地的な考察が必要とされる。
- (3) それらの施策展開を適切に理解し、そのより効果的なありようを追究するには国、都道府県、市町村という政府間関係、行政と民間、民営、企業などとの公私・公民関係、行政組織・機関と市民(住民)団体としての地域社会との関係などを視野に入れた分析とそこで得られた知見の系統化、総合が必要とされる。
- (4) 地域生活支援施策の形成、展開の過程とその特質を明らかにし、そのあるべき姿を構想し、具現化するには、その過程を、それらの施策に施策としての存立根拠と枠組み、運用の基本的な方向性を与える政策・計画のレベル、プログラムの設計やそれを支える組織のありようを内容とする運営(連携・媒介・調整・協働)のレベル、利用者(個人・家族・近隣社会)にたいする個別的・集团的・地域的な援助提供のレベルのという3通りのレベルを区分して把握分析するとともに、それら各レベル相互の規定=依存の関係を解明することが求められる。

## (2) 佐賀県における社会的要請

### A：佐賀県域の現状とニーズ

佐賀県の人口は2012年の約85万人から2030年には約75万人と約20年間で約10万人(約12.5%)減少、2040年には現在の2割減の65万人になることが予測されている(国立社会保障・人口問題研究所推計, 2013年)。県を構成する市町20のうち鳥栖市を除く19の市町が軒並み減少することになる。他方で、高齢化率は全国平均より高い25%(2012)、約20年後の2030年ころには35%となることが予測されている(同推計)。同時に少子化傾向が続き、第1次ベビーブームだった1949年の3万416人をピークに1989年には9,420人と1万人を割り込み、2012年には7,440人に減少している。

佐賀県においてもこのような人口減少化や少子高齢化に伴い、地域社会の疲弊化、荒廃化の傾向がうかがわれ、今後に加勢していくことが危惧されている。佐賀県内においてその割合が高い山村や漁村における過疎化は特に顕著で、限界集落の域に及ぶ地域が拡大する状況にある。農業・漁業に加えて、商業においても、例えば佐賀県内の小売業者のうち個人経営はこの15年で半減し、個人経営は1997年に8,051事業者だったのが2012年には4,241事業者と52.8%にまで減っている(経済産業省の商業統計調査および総務省・経済産業省の経済センサス, 2013年)。商業の停滞は就業の場の確保を困難なものとし、さらには住まいの確保にも支障をもたらすものとなっている。

佐賀県内全20市町に行った定住促進政策に関する調査では「住まいだけではなく、根本的には就業の場が必要」などと、総合的な地域再生にむけての政策が欠かせないことが指摘されている(佐賀新聞社調査, 2013年)。

さらに、地域生活を維持していくための基盤となる世帯においては、単身世帯が増加する傾向にあり、佐賀県内においては単身世帯が約72,000世帯と全世帯の約4分の1を占めるようになっている。本学社会福祉学科により実施(2013年)された佐賀県内の単身高齢者世帯を対象とした調査(西九州大学社会福祉学科「佐賀県の福祉の未来を考える事業・ひとり暮らしの高齢者の生活ニーズと地域の支えあいに関する調査」, 2013年)では、家族と隣近所とのかかわりが「ほとんどない」と回答した割合が1割あり、孤独死や孤立死につながりかねない社会状況が地域に横たわっている。

期待される地域とのつながりについても、例えば佐賀市が実施(2013年)した住民を対象とした調査では、地域に憩いの場が「ほとんどない」「ない」と答えた割合は35.0%であり、「たくさんある」「ある」の29.6%を上回り、地域住民が集う場や機会に乏しい状況にある(佐賀市「市民の幸福に関する調査」, 2013年)。

上記の結果は、今後、地域社会や地域における生活の維持が困難となるような深刻な事態が現実のものとなりかねないことを示している。

このような佐賀県内の地域社会の疲弊化を防ぎ、地域再生にむけて、地域生活を支援するために、佐賀県においては「ユニバーサルデザイン」を前提とした地域社会づくりを実現するための施策が、佐賀県地域福祉支援計画(2012年)や佐賀県高齢者保健福祉計画(さがゴールドプラン, 2012)などを通して全県的に展開されている。佐賀県地域福祉支援計画では「すべての人に居場所と出番のあるユニバーサルデザインが前提となった地域社会の実現」を基本理念として、住民主体の地域社会づくり、すべて

の人に居場所と安心を届けるサービス提供体制づくり、「知って、理解して、つなぐ」ネットワークづくり、持続的で裾野の広い福祉マンパワーづくりにむけての具体的取り組みが盛り込まれている（佐賀県「佐賀県地域福祉支援計画」,2012年）。また、佐賀県高齢者保健福祉計画では、「尊厳をもって暮らせる明るく活力のある豊かな長寿社会の実現」を基本理念として、すべての高齢者、障害者、ケアを必要とする人などを地域で見守り、お互いに支え合うことができる在宅生活サポートシステムの構築をめざした取り組みが盛り込まれている（佐賀県「第5期さがゴールドプラン21」,2012年）。

佐賀県内における地域再生・創生のニーズが拡大する状況にあるなかで、県域全体にわたる官民学協働での地域再生・創生にむけた施策の推進、支援ネットワークの構築が強く求められているといえる。

西九州大学は全国で6番目、九州では初の社会福祉学科を昭和49年（1974年）に開設し、40年の実績をもっている。卒業生は5,000名以上を超え、彼らの多くは、佐賀県をはじめ九州を中心にして、行政、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関などの社会福祉実践現場に従事するとともに、健康福祉学専攻修了生も各地で活躍をし、人々の地域における暮らしに関与してきた。地域生活支援への取り組みに関しても、佐賀県で唯一の私立大学という立場から様々な取り組みを行ってきた。例えば、社会福祉学科においては、既述のニーズ調査のほか、高まる地域における地域生活支援ニーズに対して、これまでに地域の高齢者などを大学に招いての大学版デイサービス（「西九州大学チャレンジ幸齢セミナー」）、官民学からなる高齢者虐待防止にむけてのネットワークづくり、将来の福祉システムのあり方を検討し、地域に提言する事業（資料9-3：佐賀県の未来福祉を考える事業）など、地域生活支援にむけての貢献活動を積極的に展開してきている（資料9-4：西九州大学における主な地域貢献活動の実績）。

資料9-2：佐賀県地域福祉支援計画

資料9-3：佐賀県の未来福祉を考える事業

資料9-4：西九州大学における主な地域貢献活動の実績

## B：佐賀県内自治体等からの要望

此度の西九州大学の博士後期課程地域生活支援学専攻の設置計画について、佐賀県統括本部政策監、佐賀県健康福祉本部長、佐賀市長、小城市長、神崎市福祉事務所長、佐賀県社会福祉協議会会長より、これを真摯に要望する博士後期課程設置要望書が提出されている。要望の内実は、佐賀の地域再生・創生を成功裏に進めるにあたって、それを専門的に研究の対象とする新たな学問領域を確立するとともに、

それに寄与する実践的な研究者や実践家の育成が不可欠であるとするものである。県レベルにおける地域政策の立案や実施に責任を持つ佐賀県統括本部政策監、佐賀県健康福祉本部長、市レベルの地域社会の維持・発展と地域住民の生活支援に関わる政策を預かる佐賀市や小城市の首長、地域コミュニティにおいて人々の具体的な日常生活の支援に責任を持つ福祉事務所長、県内の地域福祉の総合的な推進役である佐賀県社会福祉協議会会長など、それぞれ地域社会の再生・発展と人びとの生活支援に責任を持つ立場にある人々からの、地域再生・創生のための新たな学術領域の開拓・確立と地域生活支援に関わる実践的研究者や実践家の養成課程の設置を待望する強いメッセージである（資料9-5）。

これらの期待と要望は、地域社会の維持・再生、地域における質的な保証に裏付けされた生活支援への強い社会的ニーズの存在を象徴するものであり、早急に取り組まなければならない切実で切迫した最重要課題としてそれらが存在していることを示すものである。地域志向の大学であることを宣言した西九州大学は、これらの声、ニーズに対して真摯に応答するとともに、互いに協力し合い、協働する発展的な関係を築きあげていかなければならない。その社会的な使命を改めて意識する次第である。

#### 資料9-5：佐賀県自治体等からの地域生活支援学専攻（博士後期課程）設置要望書

以上の要望書からも分かるように、地域社会のあり様やサービス提供のあり様を再考することを通じて、佐賀の地で人々が尊厳をもって暮らすことを可能とする方法や仕組みを実現するには、多様な諸機関・団体、多くの多様な専門職、地域に関わる多様な人々、住民を意図的に結びつけ、互いに連携・協働できるような実践的な接近法のもとで戦略・方策を立て、地域生活支援のシステムを構築する要となる人材が重要不可欠である。たしかに、このような人材の輩出については、社会福祉学の領域において営為努力が続けられてきた。しかしながら、社会福祉学は早い時期から地域福祉的な観点の重要性を強調しながらも、地域生活支援に焦点化、特化し、そのための支援システムの構築を可能とするような人材の育成に十分力を注いでこなかったきらいがある。すなわち、このような新たな観点から、専門の知識と技術、技能を具備する人材の育成と、明確な教育研究体制、さらにはその実践的な展開—政策、制度、支援を有機的に結びつけるという点において不十分であったことは否めない。

今日、深刻な問題・課題となっている人口の絶対的な減少、少子高齢社会における地域社会の活力維持、地域における生活支援の質的な保証というニーズや課題への対応は、佐賀県はもとより、全国的にも共通した緊要なニーズ、課題である。短期的な観点はもとより、中長期的な観点からいけばなおこの

と、社会福祉学における地域再生・創生に寄与するための転換、ないしは強化、そのための研究教育こそ、今日における喫緊かつ不可欠な課題である。それは、社会福祉学に関して長年の実績をもつ西九州大学にとっても同様な課題であり、社会福祉学を基盤としながらも、地域生活支援、その支援システムの構築を通して、地域生活支援学という新たな研究・教育領域を創成・開発し、理論化する必要に迫られている。

### (3) 設置の理由

以上のような諸課題に積極的に取り組むために、西九州大学は、地域生活支援学専攻修士課程（届出設置後、修士課程の博士課程への課程の変更にもない博士課程（前期2年の課程）に改編）及び博士課程（後期3年の課程）を設置し、地域に生活する人びとの生活上の困難や障害に焦点化する生活支援を意味する「地域生活支援のための新たな接近法」として、社会福祉学を基盤、機軸とする「地域生活支援学」の創成を目指すこととした。

地域生活支援学専攻の開設理由としては、第一に、地域生活支援に焦点化した新たな学術領域の開拓を求める社会的課題とニーズが存在することである（資料9-1：学術界の動向参照）。

第二は、西九州大学には、このような新たな接近法による学術領域の形成を支える十分な基盤が存在することである。すなわち、資料5で示したように文部科学省による5つの補助金事業、特に平成25年度「地（知）の拠点整備事業」の採択や、資料9-4に見られるような本学の佐賀県における種々の社会貢献は、西九州大学が地域志向の大学として社会的使命を具体化する支持基盤を備えている証左である。

特に、その基盤の到達点として、学部教育と大学院教育において、地域生活支援という視点から地域を志向した教育・研究を実現する地域大学の具現化をめざし、地域生活支援人材の育成を推進すべく全学的な転換を図るために強化してきたところである（後出の資料7：地域大学の具現化イメージ「西九州大学の教育課程の将来像」において、西九州大学の教育課程の将来像を示している）。

第三に、佐賀圏域における地域生活支援のための研究教育の充実を要請する社会的ニーズや緊要な課題が存在することである。それはまた地域という点で全国レベルにおいても共通点がみられる。

第四に、申請書目次10「学生の確保の見通し等を記載した書類」において改めて述べるが、学部学生、修士課程在学学生及び本学大学院修士課程修了者のアンケート結果からは、博士課程への入学者の確

保の見込みがあることが確認できた（資料10-1、2、3）。

第五は、わが国における学術界の近年の動向では、地域社会や地域における生活支援に関わる事柄が重視され、これらの研究の重要性が提言や報告とともに、大会テーマとしてとりあげられることが顕著になってきたことである。それは、地域志向、地域生活支援による地域再生・創生を担う研究教育による人材の育成が喫緊の課題であることを意味する（資料9-1 学術界の動向参照、資料10-4）。

第六は、学術界の動向として、社会福祉学分野では、複雑化・多様化する国民の生活ニーズに対応する専門職の水準の向上が緊急課題であり、基礎的・応用的な研究水準や教育の質の高度化、専門性の担保として学部教育に加えて大学院教育の一層の充実、現場で実践でき、実践と研究のフィードバックができる人材養成が課題となっていることである（日本の展望—学術からの提言 2010 報告「社会学分野の展望 —良質な社会づくりをめざして：「社会的なるもの」の再構築—」（平成22年（2010年）4月5日 日本学会議）社会学委員会社会学の展望分科会）。このほか、全国の福祉系大学・短大等による組織、社団法人日本社会福祉教育学校連盟「学校連盟通信」（2013年3月8日）の大学院委員会でも日本社会福祉士会の認定社会福祉士制度と関連づけ、現場のニーズに応えたカリキュラムの策定などが大学院教育の課題とされ、また、大学院教育の議論においても、専門職養成と研究者養成、そして、学際的な観点を体系的に組み込むことが重要な課題とされていることなどがあげられる。

第七は、第一とも関連するが、九州圏域及び山口県の福祉系及び関連する大学院博士課程後期課程の状況についてみると、本学が志向する社会福祉学を基盤とし地域生活支援に焦点化、特化した修士課程及び認可申請予定の博士後期課程は見当たらない（資料10-5）。この点、地域生活支援学専攻（前期・後期課程）の構想は西九州大学独自なものといえる。

資料10-1：学部生アンケート結果

資料10-2：大学院在学生アンケート結果

資料10-3：修了生アンケート結果

資料10-4：佐賀県内施設アンケート結果

資料10-5：九州圏域及び山口県の福祉系及び関連する大学院博士課程後期課程の状況

#### 4. 地域生活支援学専攻博士後期課程の理念と目的

本学は、既述のように、健康福祉学部を基に、新たな社会的要請により積極的に応えるために、加え

て、健康福祉学専攻の基盤をより強化し教育研究体制を充実するために、生活支援科学研究科地域生活支援学専攻修士課程の設置（届出済）と博士後期課程の設置を計画した。前者は、生活支援科学、さらに限定する生活支援科学の一つの領域である社会福祉学を基盤として地域生活支援を具現化するキーパーソンとしての高度専門職業人養成である。後者は、地域生活をめぐる構造的な問題の解明をはじめ、その解決・緩和・抑止・予防に向けた施策や活動に関する設計や、地域生活支援に専門的に関与する人材を支援する新たな視点や接近法を備え地域再生・創生を推進する研究者、すなわち、社会福祉学を基盤とする地域生活支援学研究者の養成をめざすものである。特に、健康福祉学研究科から生活支援科学研究科への転換は、社会福祉学をより一層発展させ、新たな視点、接近法による地域に焦点化した総合的包括的な地域生活支援が不可欠であることを意図したものである。即ち、それは人びとの地域生活の豊穡化をもたらすための地域生活支援学の創成を意味する。換言すれば、政策や制度の充実、これらの水準の高さのみならず、行政機関や社会福祉及び関連の隣接領域で実践する優れた人材による地域生活支援の多様な手段を介してはじめて、人びとの地域生活に意義と意味をもたらすことが可能となる。

ここでいう地域生活支援学が構想する地域再生・創生とは、人々の地域生活をめぐる諸問題・諸課題に対して社会福祉学を基盤とする地域生活支援学の知識・技術を活用して、これらの課題や問題を複眼的・複合的・多層的・重層的な接近法により、構造的な解明を図り、問題の解決・緩和・抑止・予防のためにミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルを擁する専門的な実践を展開し、地域における人々の生活支援の改善、支援システムの再構築を通して、人びとの地域生活の豊穡化に努め、福祉の増進に寄与するとともに、人権尊重を基礎とする民主的、協同的、持続的な福祉コミュニティの形成を意味する。

地域生活支援学は、地域生活に関わる基礎的で多角的な研究とあいまって、人々の地域生活を支援し、他者との良好適切な社会関係を回復、形成するために講じられる多面的・多角的、かつ、多様な手段に関わる設計科学的研究及び実践的研究を推進することをめざすものである。人びとの地域生活の豊穡化とはそうした研究の営為からもたらされうると考える。

博士後期課程の性格は、大学院設置基準第4条にある「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い」という第1の目的を追究するものである。即ち、地域生活支援学専攻博士（後期）課程を設置する目的は、社会福祉学を基盤に、わが国社会の喫緊の課題である地域再生・創生のために必要とされる高度の専門的知識や社会的技術を開発し、複合的・重層的・多層的な視角から、それらを実践

に適用する能力をもつ地域生活支援学の研究者を養成することである。地域生活支援学という新たな学問領域の開拓と確立、その実践研究に寄与する人材の養成である。

このような研究者養成においては、ストレートマスターの受け入れのみならず、地域においてコーディネーターやケアの担当者として専門的な活動に従事している公務員や民間の活動家等の社会人を受け入れ、その経験的な知識や技術の体系化さらには理論化を図る研究を支援することを含むものである。

本学では、沿革で述べたように、広範な生活支援科学の領域をこれまでの実績を基礎にした領域に限定しつつ、そのうえで人々の生活に身近に直結する生活支援、なかでも地域生活に焦点化した社会福祉学を基盤とする領域としての地域生活支援学を切り拓くものである。

注：地域生活支援学は、独自固有の研究方法論と理論的な体系を具備した単一の科学ないし学問の一領域であることを標榜するものではない。むしろ、近年における生活問題に対処する生活支援の諸施策やそれを支える諸科学の営為を「生活支援学の視点による地域生活の支援」という視点から焦点化したところに成立する学際的な研究と教育の領域を意味している。その意味において、地域生活支援学はその一部である地域生活支援の領域を研究教育の対象とする科学的営為の一つである。同時に、地域生活支援学は生活支援科学の機軸を構成する生活支援学の一分科である。

#### A) 「生活支援科学」、「生活支援学」、「地域生活支援学」の概念と三つの関係

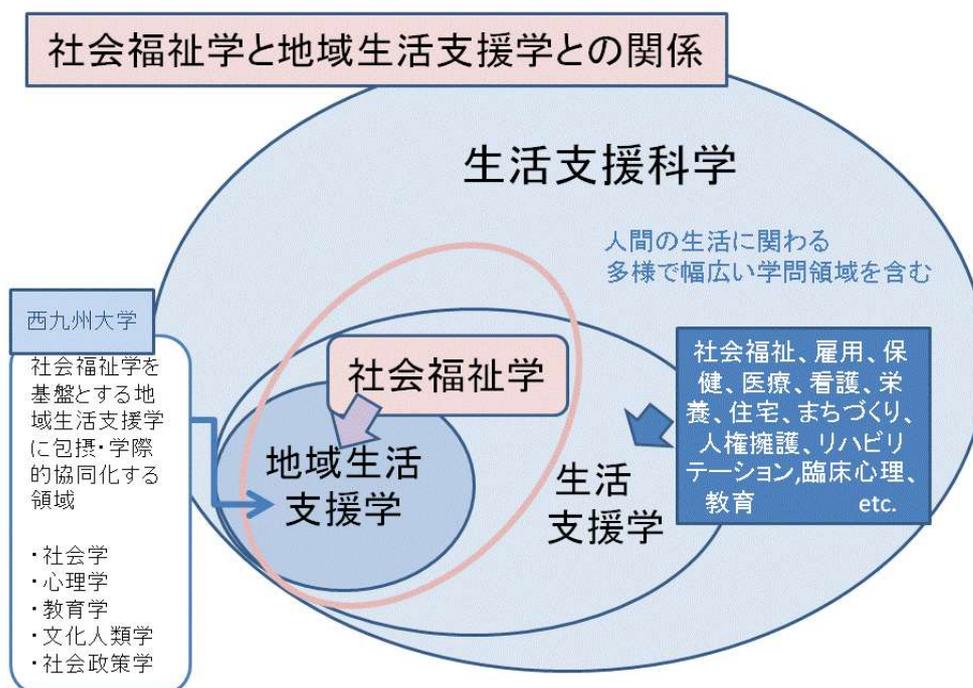
- (1) 「地域生活支援」の意味：地域に生活する人びとの生活上の困難や障害に焦点化する生活支援
- (2) 「生活支援科学」：個別の援助活動から制度運営、政策の策定と運用に及ぶ生活支援ないし生活支援施策を研究教育の対象とする諸科学の集合を意味する概念である。生活問題に対処することを目的とする施策の研究には、一方において、経済学、法律学、政治学が、また基底的には哲学や倫理学、宗教学、教育学などが関与し、それらを抜いては生活支援施策の研究教育は成立しない。

しかし、同時に、他方において、生活支援施策の研究教育には、健康栄養学、社会福祉学、心理学、リハビリテーション学などの知識や技術を不可欠とする。むしろ、個々人、家族、集団、近隣社会さらには地域社会を対象とする個別的、集团的、組織的な援助活動を重視する地域生活支援の概念においては、健康栄養学、社会福祉学、心理学、教育学、看護学、リハビリ

テーション学、さらには、著しい家族変容のもとにおかれている今日の子どもの生活を考えれば教育学などを含めた知識や技術を重視することが求められる。

- (3) 「生活支援学」：社会福祉学を機軸に、人々の生活を支援するという目的、目標に向けて関連する諸科学（生活支援科学）を動員し、その連携、協働を通じて展開される、学際融合的な実践科学である。（古川孝順編著(2007)『生活支援の社会福祉学』では、この生活支援学の概念は、上記のような問題状況に対応するうえでの有力な考え方として、社会福祉学を機軸に、雇用、教育、保健、医療、看護、住宅、まちづくり、人権擁護、栄養、リハビリテーションなどの現場・実践領域と、それを支える科学の領域との媒介、調整、連携、協働によって現代社会の多様な生活問題に対処しようとするところに形成される専門的な知識や技術の領域、そしてそれらを研究の対象とする研究教育の科学の一分科とする考え方が提起されている。）
- (4) 「地域生活支援学」は、生活支援の活動領域を地域社会に焦点化した生活支援学の一分化である。地域生活支援学は、多様な生活支援施策とそれを実現させる諸科学とを「地域における生活の支援」という視点を中心に、相互に適切に結びつけ、連携と協働を促進し、生活支援施策のより効果的な適用を可能にするために必要とされる知識と技術を研究教育の対象とする科学的営為の一領域を意味している。そのような地域生活支援学の基盤を構成する科学は、社会福祉学において他には存在しない。

図3 地域生活支援学の概念図



なお、社会福祉学を基盤とする理由は、現代社会において多様な形態や内容によりながら展開されている生活支援施策を援助レベルに焦点化し、かつ研究のみならず実践的な観点において、その効果的な適用を促進し、地域に居住する人びとの生活問題の解決、緩和、軽減、抑止、予防に寄与し、個々の生活支援科学レベルにおける探求と同時に、それぞれの施策や科学の領域を横断するかたちで結びつけ、相互に連携させ、協働させるという営みとそれを支える知識や技術が必要とされるためである。社会福祉学をもって地域生活支援学の基盤とするもう一つの理由は、社会福祉が生活支援施策を構成する他の施策に対して構造的に重複、交差する領域をもつとともに、機能的に他の施策を補完する、即ち社会福祉と他の施策との間に相互に補完する相補的な関係をもつところに求められるためである。

社会福祉は、歴史的にも理論的にも、また国際的にも前述の知識や技術に関する研究と実践、地域生活支援に関する知識と技術を蓄積している。とりわけ、今日の社会福祉をめぐる諸動向の特徴は、地域福祉型の社会福祉への転換にある。換言すれば、地域社会における良好な社会関係資本のもとでの安心の得られる生活の確保へという大きな転換を、政策、制度、実践においても図ってきているのである。重要な点は、そのために焦点化した地域生活支援とは何か、その体系的な知識や技術を追究する科学的営為としての研究教育の充実にある。

#### ・健康福祉学部教育と大学院教育との関係

なお、全学的には地域のもとにある健康福祉学部教育との連続性と一貫性を内包する地域生活支援学専攻の大学院教育は、社会福祉学を基盤にする学際融合的な教育を志向する。健康福祉学部における教育は、全学的な地域貢献型志向のもとで、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科のそれぞれがめざす地域生活支援、地域健康支援のための基礎的な専門知識と技能を習得した基礎レベルの専門職業人を志向する教育である。

この地域生活支援学専攻博士後期課程は、基礎的な学部レベルにおいて専門職業人の育成をめざす健康福祉学部の教育、専門性を基盤に自律的な職業活動を展開することができる高度専門職業人をめざす地域生活支援学専攻修士課程（博士前期課程）における教育という2つの段階を前提にする。

地域生活支援学博士課程における教育研究は、この2段階を基本とするものであるが、他方においては上記のような社会的な要望に応えることを重要な課題としている。しかしながら、要望書にみられるような自治体から派遣される行政職員や団体職員などの社会人入学者は、必ずしも基礎的な社会福祉学の素養を修得しているとは限らない。そうしたケースについては、修士レベルの授業の聴講を含め、個別

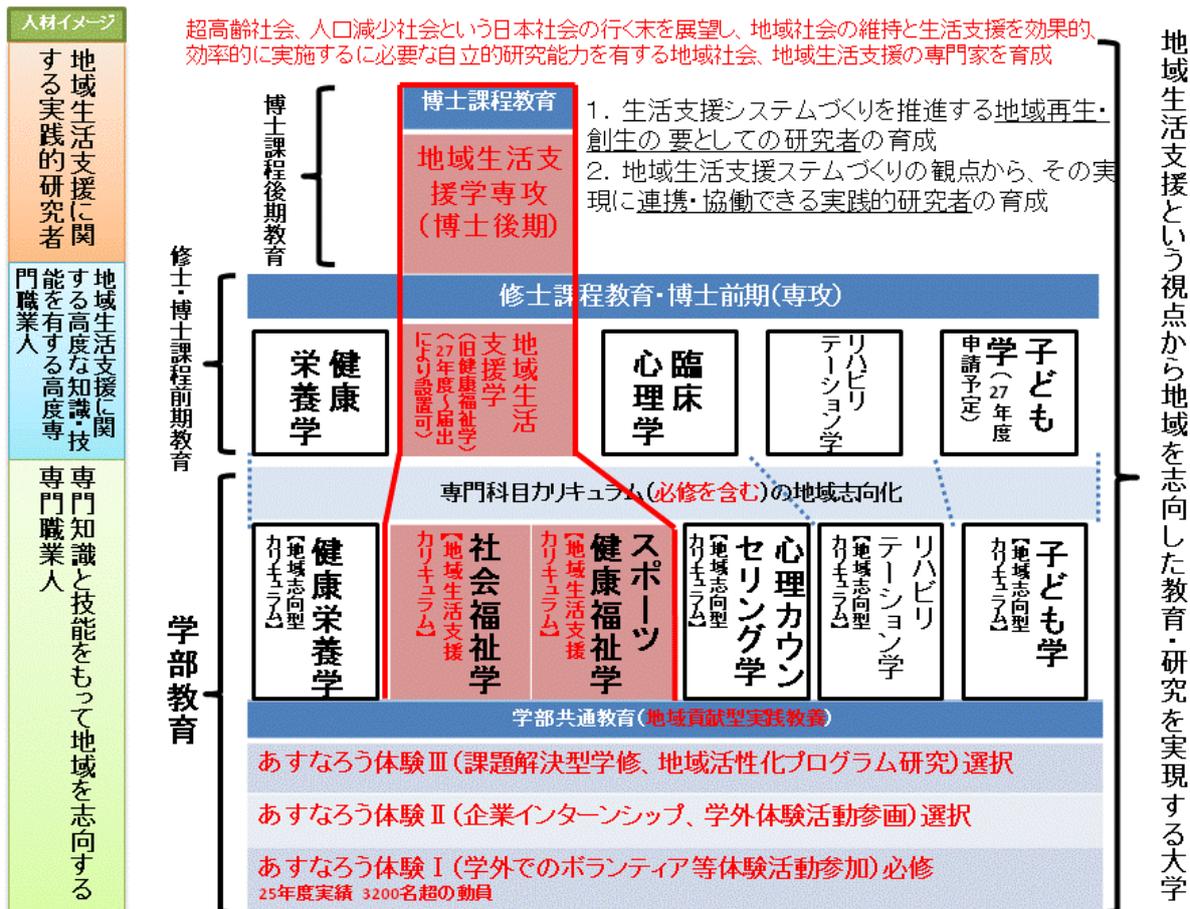
的な指導を行なうことで対応することになる。修士の学位を持つ者であっても、他の分野を修了し、社会福祉学を基礎にしていな学生の場合においても同様に個別的な指導を行うことで対応する。

博士後期課程においては、以上の要件と対応を前提に、地域再生・創生のための、そして地域生活支援のための実践的研究能力を高めることで自立的な研究能力を有する人材の育成を図るものである。資料7 地域大学の具現化イメージ「西九州大学の教育課程の将来像」は、そのような学部教育と大学院教育の階梯的な関係を図示したものである。

資料7中、学部教育課程において、本学は全学部学科の共通教育課程で、「あすなろう体験科目群」を実施している。これらの科目は「地域貢献型の実践教養科目」として位置づけられており、特に必修科目である「体験Ⅰ」においては、25年度ベースで延3,200名を超える地域貢献派遣人員を数えるに至っている。26年度からは専門教育科目群において各学部学科とも地域志向型の科目展開をさらに拡大する計画を立てており、学部教育における大学教育の地域志向化はより拡大・深化する。特に、健康福祉学部を構成する「社会福祉学科」「スポーツ健康福祉学科」においては、教育の地域志向化を地域生活支援という本学が目指す大学院構想に連続する形でのカリキュラム編成を行っており、地域に生活する人々のもつ生活上の課題等を解決へと導くという明確な志向性をもつという点で、他学科の教育の地域志向化とは一線を画するものとなっている。両学科の上には地域生活の再生・活性化リーダーとなり、実際に地域に生じている生活上の諸課題を解決へと導く高度専門職業人を養成する生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（修士・博士課程前期）が連なり、またその上には、生活支援システムづくりを推進する地域再生・創生の要としての研究者、地域生活支援システムづくりの観点からその実現に連携・協働できる実践的研究者の育成をはかる地域生活支援学専攻（博士後期課程）が連なるという形をとっている。今回の本学の生活支援学専攻博士後期課程申請は、教育研究の地域志向化という流れに、学部から博士後期課程に一貫したロジックを確立しようとするものに他ならない。

#### 資料7：地域大学の具現化イメージ

# 「西九州大学の教育課程の将来像（平成27年度～）」



## B) 博士後期課程修了後の進路

博士後期課程修了者の主な進路は、健康福祉学専攻修士課程の実績もあり、教育研究機関を含め、行政機関、社会福祉やその関連領域などの専門機関、団体などの企画管理部門、行政や民間の研修部門などの中枢部門、機関が重要な活動領域になると考えられる。例えば、進路先とその職種としては福祉系大学及び社会科学系、その他地域関連の学部学科の教員及び福祉系の短期大学教員、福祉や医療関連の専門学校教員、都道府県及び市町村など地方自治体の一般職や福祉職（福祉事務所、保健センター、包括支援センター等）、社会福祉協議会や社会福祉施設の管理者・経営者、医療機関の地域連携室・医療相談室（福祉相談室）責任者・管理者などの職種が見込まれる。このほか、社会福祉士や介護支援専門員などの有資格者の場合は、今日、既存の社会福祉現場では対応しきれない地域活動が展開できる独立開業型の社会福祉士事務所開業なども考えられる。

地域生活支援学専攻後期課程の教育課程では、4つの履修モデル（Ⅰ型～Ⅳ型）を設定する。どのタイプの履修モデルを選択するかにより進路は若干異なることとなるが、地域生活支援という括りからすれば当然共通する部分も多い。設定する履修モデルと想定される進路先は以下の通りである。

履修モデルⅠ型志向の進路としては、福祉系及び社会科学系、その他地域関連学部学科の大学及び短期大学教員が主要な職業として考えられる。このほか、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）、福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。

履修モデルⅡ型志向の進路としては、福祉系大学及び関連領域の学部・学科の教員、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）、福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。また、独立開業型の社会福祉士事務所の開業といったことも想定できよう。

履修モデルⅢ型志向の進路としては、福祉系大学及び関連領域の学部・学科の大学教員及び短期大学の教員、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）、福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。また、独立開業型の社会福祉事務所の開業といったことも想定できよう。

履修モデルⅣ型志向の進路としては、福祉系大学及び社会科学系、地域関連領域の学部・学科の教員、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）などが主要な進路として考えられる。福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。

## イ 課程の構想

地域生活支援学専攻博士後期課程は、沿革で述べたように、地域社会における生活困難・生活障害という人々の生活の問題に関わり、地域生活サービス提供支援、地域生活健康支援、地域生活システム構築支援を推進する高度専門職業人の養成（博士後期課程への進学者を含む）を目指す博士前期課程（届出済）を基礎にしている。博士後期課程においては、地域生活支援学という新たな接近法を修得して多面的多角的な視点から研究する能力を備える自立した研究者や研究的な視点を駆使して地域の再生や創生に貢献する専門的実務家などの多彩な人材の輩出を目的とする。それは、今後一層高齢化と人口の減少が続き、地域社会の縮減、限界化が予想されるなかで、地域社会やそこにおける生活支援のありようを研究の課題とする研究者や、自治体をはじめ、第三セクターや民間諸機関や諸組織において地域生活

支援に関わる高度専門職業人を養成することを通じて、佐賀県をはじめ九州を中心とする地域社会から出発して日本社会の発展に、さらには東アジアコミュニティの発展に貢献することをめざすものである。

生活支援科学研究科を構成する修士課程の他の専攻、健康栄養学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻に関していえば、それぞれの専攻において完成年度を経過しその準備が整いしだい後期課程の設置を構想している。また、本博士課程の申請と時期を同じくして、現代家族の変容、子どもの生活とを関わらせて教育を考究する子ども学部子ども学科を基礎とする子ども学専攻修士課程の設置申請を行うものである。

これらの養成や設置申請に関わる構想は、生活支援に関連する諸施策、諸活動の独自の発展を図るとともに、それらの施策や活動が相互に連携し、協働して展開されることを可能にするような研究者や高度専門職業人の養成を通じて地域社会を起点に人類社会の文化と福祉の発展に寄与するという西九州大学建学の精神を実現しようとするものにほかならない。

## ウ 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

### (1) 博士後期課程の名称

研究科の名称は、生活支援科学研究科(英文名称 Graduate School of Human Care Sciences )である。博士(後期)課程の名称は、「地域生活支援学専攻」(Social welfare and Community Management Science Major)とする。学位の分野は、社会学・社会福祉学分野である。

生活支援科学研究科の名称(平成26年4月名称変更)は、ア設置の趣旨及び必要性、エ教育課程等で述べたように、特に地域生活支援に必要とされる多分野横断的、学際融合的、学際協働的なアプローチを可能にし、これを促進する研究教育のあり方を開発し、推進する意図から名付けている。研究科修士課程においては、地域生活支援学専攻設置(届出済)、子ども学専攻(認可申請中)のほか、健康栄養学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻を設置し、各専門領域が独自の専門性を高めることを追求すると同時に、地域社会の生活支援において5専攻が分担し、それぞれに担うべき高度専門職業人養成を行なうことを研究科の特性と目指すべき方向性としている。博士後期課程は、このような特性と方向性のもと、地域生活支援、地域再生、創生に焦点化し、社会福祉学を基盤に、地域社会学や人類学、地域社会政策学、コミュニティ心理学等の学際的融合的な視点による接近法を備える自立した研究者、

実践的研究者を博士後期課程において養成することをめざすものである。

アの設置の趣旨及び必要性 2 地域生活支援学専攻博士後期課程の理念と目的において示したように、社会福祉学は、広くは生活支援科学に位置することから、博士後期課程の研究科の名称は、生活支援科学研究科とする。研究科の英訳名称の Graduate School of Human Care Sciences については、本研究科が人々の生活を支援する諸科学に属し、共通の目的を掲げた 5 つの専攻特性をもつ点からも、Human Care Sciences が最適と判断したことによる。

研究科の一専攻をなす修士課程（届出設置後、博士前期課程への改編予定）の名称「地域生活支援学専攻」を基礎にする点で、また教育研究の連続性の側面から専攻名は、博士後期課程は修士課程と同一名称とする。それは、本専攻の教育理念と目標に適うものであり、「地域生活支援学専攻」がふさわしいと考える。その英訳名称は国際的にも理解されやすい Social welfare and Community Management Science Major が適切と考える。

## （2）学位の名称 : 生活支援学

博士学位の名称は、生活支援学とする。専攻の名称である地域生活支援学は、前述のように、生活支援学を地域における生活支援に焦点化して概念化したものであり、基本は生活支援学であって地域生活支援学はその一分科である。また、地域生活支援は研究の方法ないし科学の分野ないし領域というよりも、研究の対象領域を指し示す名称としての性格が強い。より一般的にいえば、地域生活支援学はディシプリンというよりはフィールドである。

他方、生活支援学は、社会福祉学を中軸あるいは基盤とするものであるが、しかし社会福祉学そのものではない。生活支援学は、社会福祉学を中軸にしながら、より広範、包括的に人々の生活支援を理念ないし目標に、必要に応じて、社会学、経済学、社会政策学、政治学、心理学、教育学、栄養学、生活学、看護学、リハビリテーション学などの方法や知識を動員して学際的に組織され、展開される学際的な研究教育、実践の一領域である。さらに地域生活支援の概念には、垂直的には施策（マクロレベルの支援）、制度・プログラム（メゾレベルの支援）、援助実践（ミクロレベルの支援）、水平的には社会福祉、介護福祉、医療、臨床心理、リハビリテーションなどの、多次元的のレベルにおける支援が包摂される。

以上のことから、学位の名称は生活支援学とし、英訳名称は、Doctor of Philosophy in Social welfare and Community Management Science とする。

(3) 定員 3名

## エ 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 修士課程（博士前期課程）の教育と博士後期課程の教育との関係

西九州大学の教育は、地域志向の大学宣言のもと、下図（資料11）にみるように、健康福祉学部（社会福祉学科・スポーツ健康福祉学科）の学部レベルにおける教育を基礎にし、地域生活支援学専攻修士課程における修士（前期）課程レベルの教育、さらに地域生活支援学専攻博士課程における博士（後期）課程レベルの教育と階梯的に構成されることになる。

資料11：地域生活支援学 獲得すべき能力と教育理念・目標

#### 資料11 地域生活支援学 獲得すべき能力と教育理念・目標



即ち、西九州大学の総体としての教育課程は、学部教育、大学院の博士前期課程、博士後期課程と、社会福祉学を基盤としつつも、階梯的に習熟度、専門性の高い地域生活支援の人材の育成をめざすものである。獲得（達成）すべき能力のレベルは、学部教育にあつては、経験者の指示の下で就労を始め、与えられた範囲で自律的な活動ができるようになることである。この学部教育を基本としながらも、大学院博士前期課程においては、社会福祉学の原理や仕組み、政策と実践等に関する体系的な知識、関連する隣接領域の知識の修得を通じて、多角的な視点から生活支援とは何かを追究する。特に、生活支援科学の研究能力を培うことを通じて、地域生活支援学に関する高度な専門的知識と技能を兼ね備えた上級専門職として、その経緯や結果を因果関係的、法則定立的な文脈の中で分析し、次の行動に役立てるとともに、そのような行動様式から得られた知識や技能を普遍化、一般化する能力を有することをめざすことになる。

研究者養成としての大学院博士後期課程においては、高度専門職業人の育成を目的とする博士前期課程を踏まえつつ、社会福祉学を基盤に、わが国社会の喫緊の課題である地域再生・創生のために必要とされる高度の専門的知識や社会的技術を開発し、複合的・重層的・多層的な接近法から、それらを実践に適用する能力をもつ地域生活支援学の研究者を養成する。これに加えて、本後期課程においては、みずから地域生活支援の実践に携わりながら、その過程そのものを研究の対象とする実践研究を推進する能力を有する者、すなわち生活支援の実践過程に焦点化する実務的研究者の育成を目的の一つとする。特に、地域で生活支援を実際に展開する専門職業人を学生として受け入れる点からも、実践を論理化する研究能力をもつ、実践的研究者の養成は重要である。

このように、博士後期課程にあつては、地域生活支援学という新たな学問領域の開拓と確立、その実践研究に寄与する人材の育成をめざすものである。その研究者像とは、図の「地域生活支援学 獲得すべき能力と教育理念・目標」にあるように、社会福祉学を基盤とする学際的な地域生活支援学の知識と技術を理解のうえ、自ら課題を設定し、解決策を設計し、その経過や結果から得られた知見や技術を踏まえて、理論を修正・開発する能力をもち、隣接する領域と多分野横断的アプローチのありようを開発し推進する能力を有する人材である。

このように、社会福祉学を基盤とし、学際的な多面的多角的である多様な視点（複合・重層・多層）をさらに組み入れ、地域生活の問題や課題の解明と、地域生活支援のあり方や地域生活支援のより良いシステムづくりのための実践研究を通して、人々の地域生活支援の具現化するという独自の目標とアプ

ローチの2つを具備する研究者養成は他には見られない。

以上のように、生活支援科学研究科の地域生活支援学専攻の博士前期課程は、地域生活支援のための高度専門職業人の育成に主眼を置いている。これを基礎とする博士後期課程の主眼は、地域生活支援の高度専門職業人を支える学際的な実践研究と知識基盤の形成を通して、社会福祉学における新たな学際的領域、「地域生活支援学」の創成にある。

## 2. 博士後期課程における教育課程の構造

### (1) 教育課程の体系とその考え方

次に、そのような地域生活支援学領域を創成するための教育課程は、社会福祉学を基盤としつつ、地域生活支援や地域再生、創生に関連する学術領域から構成し、ア設置の必要性で述べた2つの観点（接近方法）を備える自立的な研究者及び実践的実務的な研究者の育成を進めることのできる体系として構成される。

博士後期課程の地域生活支援学が研究の対象として捉えようとする事象は、それ自体、複雑な構造を持っている。そのような複雑な事象を的確に捉えるには、事象を複合的に把握する重層的な接近方法が必要となる。さらには、その延長線上に位置する事象の全体像を総体社会のなかに位置づけ重層化をもとに多様な視点から捉える多層的な接近方法が必要である。マクロレベルの事象、メゾレベルの事象、ミクロレベルの事象、これらの連鎖的な諸構造を明らかにする観点、いわば、具体的個人の地域社会における生活の問題をメゾレベルの社会システム、全体社会のシステム、これらの相互の連関性のなかで全体的に、また多様に捉えようとするのである。これが第一の観点である。地域生活支援、地域の再生、創生のための研究には、したがって、第一の観点が基礎となる。

第二の観点は、実践的接近法である。第一の観点を基礎に、地域社会で顕在化している人々の具体的な生活問題や課題の解決・緩和・抑止・予防のための実際的な接近法である。特に、地域生活支援、地域再生・創生の問題・課題の解決・緩和・抑止・予防のために必要とされる総合的包括的な支援システムの構築においては、その戦略的な方策、すなわち政策の企画・立案から始まり、制度の設計や適切な運用、地域生活支援の包括的な支援の体制づくり、質の高い地域生活支援の実践展開に至るプロセスを有効適切に循環させるシステムを構築するための、多様な視点かつ学際的な視点から編み出される接近方法、それを支える実践的で、有用な知識の構築が重要となる。

すなわち、多くの複雑な要因が絡み合う地域生活支援、地域再生・創生の問題や課題を扱うだけに複合的・重層的・多層的な接近法（視角）を備えることである。これには、2つの観点を特徴づける2つの接近法の修得を重視する。第一は、事象把握の接近法、即ち、地域生活支援、地域の再生・創生研究のために、対象とする事象の構造特性を把握し、解明する方法としての接近法の修得である。第二は、研究対象とする問題や課題の解決・緩和・抑止・予防のための接近法、即ち、人々の地域生活の問題や課題に対する総合的包括的支援、そのための多様な支援システムの構築を推進することで、問題や課題の解決・緩和・抑止・予防の方法としての接近法、すなわち実践的接近法の修得である。

前者の場合、研究対象としてとらえようとする複雑な事象、その発生のメカニズムの構造的・機能的な解明において、事象の要因を複合的に把握すること、学際的な視点を重ね合うこと（重層的）、重層的から派生する補足的なものであるが学際的に異なる多数の、多様な視点を重ね合うこと（多層的）で、物事をとらえ、明らかにしようとするをいう。後者の場合は、地域生活支援、地域再生・創生の問題・課題の解決・緩和・抑止・予防のための総合的包括的な支援システム構築のための既出のような戦略的な方策を展開するための接近法として学際的な異なる視点から編み出された方法論の活用を意味する。

博士後期課程においては、地域の再生、創生のために地域生活上の複雑な事象に多様で複眼的な視点から、言い換えれば、複合的・重層的・多層的な分析視角から接近、把握し、複雑多岐にわたる問題の解決・緩和・抑止・予防のための新たな総合的・包括的な地域生活支援システムの構築やその推進を可能にする実践的な研究を重視する。それが地域生活支援及び地域再生、創生のための知識の構築を可能にすると考える。本後期課程においては、以上のような接近法をもち、自立した研究者及び実践的研究者の育成をするための研究教育課程の構造を次のように組み立てている。

既出のように、本専攻の教育課程の体系の基礎となる学術的領域は、地域生活支援に長らく関わってきた社会福祉学を機軸としている。これに地域社会学や人類学、社会政策学、心理学、体育学などを地域生活支援や地域再生、創生に関わる関連の隣接領域を包摂した教育課程を編成している。社会福祉学においては、原理や政策・制度・運用等の施策、多様なレベルに介入する地域生活支援技術のソーシャルワークの原論やマイクロ実践、コミュニティオーガニゼーションやコミュニティソーシャルワーク、支援対象となる高齢者、障がい者分野における展開論などの8科目を導入している。より多様な視点を涵養するために地域生活支援に関連する社会福祉学の隣接領域では9科目を配置している。これらの科目

の編成においては、地域生活支援に焦点化、特化し、地域の再生、創生の研究を推進するための原理、視点と枠組み、視点と方法、実践的研究の演習を重視している。これに博士論文作成のための研究指導が加わることになる。

## (2) 教育課程の体系とその内容

このような点を踏まえた教育体系は4つの領域からなる。すなわち、(1)原理分野、(2)展開分野、(3)研究演習、(4)特別研究として構成している。そのため、地域に生活する人びとの生活上の困難や障害に焦点化する生活支援を意味する「地域生活支援」の新たな視点や接近法を開講科目に反映させている。配置科目は総数20科目である。

原理分野は、地域生活支援とは何か、その基本的な視点と枠組みを修得することで地域生活支援学創成のための基盤を涵養する。原理分野では、地域生活を営むための諸施策の体系的な原理の視点と枠組みを基礎に、地域生活支援に関わる実践技術の理論的視点や枠組み、社会福祉学の隣接領域における地域生活支援に焦点した視点と枠組みについて重点的に修得することになる。これらを通して、学際的視点としての多様な視点の基本を涵養することをめざしている。

展開分野は、原理分野を基礎にしつつ、多次元にわたる地域生活支援の実際な展開をするための視点と方法とは何かを修得する。展開分野では地域生活支援の実践的課題が何であり、それをどのように捉えるのか、そこから何をなすべきかを考察する機会となる。ここでは、同時に多様な事例をもとにして考察を深めることになる。

研究演習は、原理分野や展開分野を踏まえながら、地域生活支援のミクロ、メゾ、マクロの3つの次元に焦点化した実践的な研究とは何かを、素材を具体的に活用しながら演習を通して模擬的体験的に研究とは何かを修得するものである。ここでは、模擬的とはいっても、現場の実践者の協力を得て展開する。

特別研究は、博士論文作成のための研究指導を行なう。研究とは何か、すなわち、何を導き出し、明らかにしようとするのか、それがどのような意義や意味をもつのか、用いる研究方法は何か等々、研究の基本から論文作成に至るまでの研究過程や研究者としての倫理、成果を公表する際の基本的な留意事項なども修得する。

## 【原理分野】 地域生活支援学特殊研究(1)～(7)

原理分野は、地域生活支援学特殊研究として、地域生活支援、地域再生・創生のための研究の基本的な視点と枠組みを養うことをめざしている。

原理分野では、社会福祉学の地域生活を営むための諸施策の体系的な原理の視点と枠組みを基礎に、地域生活支援に関わる社会福祉学の一領域をなす実践技術の理論的視点や枠組み、地域生活に関連する文化人類学、心理学、社会学、社会政策学の立場からの視点と枠組みを養い、複雑多岐にわたる事象を把握し、考察する力量を養うものである。ここでは7つの科目を配置している。これらの科目を通して、学際的な視点とともに、地域生活支援学がめざす既出の複合的、重層的、多層的な視点、より一般的に言えば、多面的多角的な接近法を学生が修得できることをめざすものである。

地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理は、社会福祉学を機軸にした地域生活支援学の構想とその研究方法を明らかにしながら、多分野横断的なアプローチという視点において地域社会の再生・創生のための地域生活支援とは何かを、生活支援施策を、社会福祉を機軸にする多分野横断的なアプローチという視点において、かつ、地域社会における運用、運営、サービス提供に焦点化して把握し、その歴史、類型、相互関連、適用方法などについて原理的に解明することを課題とする科目で、必修科目として位置づけている。この科目は、社会福祉を機軸に多分野連携的包括的な生活支援施策が成立し、展開するにいたる歴史的理論的な経緯、連携の構造や、機能を分析把握し、評価するに必要とされる研究の方法—視点と枠組み、概念、手続き等—について論ずることを通じて、他の原理分野科目の方向性を限定し、さらに原理分野と展開分野の関係性を先導する役割を担うこととなる。

この科目「原理」を踏まえ、原理分野科目は次の6科目へと分化する。

地域生活支援の前提となる地域社会そのものについて、また支援を必要とする地域社会の諸問題の特質や性格、対応の方向性について理解を深めるために、地域社会の基礎となる紐帯、すなわち地域社会学、文化人類学の観点から社会関係資本のありようを論じる(2)「地域社会における関係性の視点と枠組み」、地域社会の心理的諸問題、社会関係の心理的側面をコミュニティ心理学の観点から論じる(3)「地域社会における心理学的諸問題の視点と枠組み」、地域社会とその諸問題について組織社会学の観点から論じる(4)「地域社会組織の視点と枠組み」、さらには地域生活支援施策の基盤となる地域社会に焦点化する社会政策のありようを経済学的に論じる(5)「地域社会政策の視点と枠組み」を置く。(6)「地域生活支援施策の視点と枠組み」と(7)「地域生活支援援助技術の視点と枠組み」は、「地域生活支援学原理」

とそれを支える諸科学による議論と「展開分野」を媒介する科目である。前者は、実際の具体的な地域生活支援施策を素材に、原理的諸科学の知見、方法論と地域生活支援施策を連結する過程とそのありようを政策・供給システムの側から論ずる。後者は援助組織や過程の側から論ずる。「原理分野」の諸科目は、地域生活支援の基本を論じる科目、その基礎を支える諸科学に焦点化する諸科目、そしてそれらと「展開分野」を媒介する2つの科目によって構成されることになる。

#### 【展開分野】地域生活支援学特殊講義(1)～(7)

展開分野は、原理分野を機軸としつつ、研究対象として、多様で異なる次元をとりあげて具体的に取組む過程を修得することで、またその視点と方法を深めることで実践的研究能力の向上を図るためのものである。すなわち、福祉コミュニティの形成支援のための地域創生の人材養成、地域組織化の方法、地域社会の特定の、または多様な階層集団を対象に、これらの人々の地域生活に関わる社会福祉の政策・制度、援助、健康の理念等を検討する方法、地域生活問題に関する国際比較研究の視点と方法など多様な次元レベルにおける具体的な支援のための視点と方法に関わる科目を7科目配置している。

地域生活支援学特殊講義(1)「地域創生人材育成の視点と方法」では、大学院生を含む大学に学ぶ学生たちを地域創生人材に育て上げるためのPDCAサイクルに基づいたカリキュラム上の仕掛け、評価方法、修学支援体制等の構築法について、また、学生・教員を地域に送りこむ際の、目的の選定(課題の掘り起し)、コーディネート等の方法論について考察する。地域生活支援学特殊講義(2)「地域社会組織化の視点と方法」では、新しいコミュニティの組織化に成功した先進的・革新的事例を検討、成功の一般モデル化を試みる。地域生活支援学特殊講義(3)「地域高齢者支援の視点と方法」では、**要介護高齢者など生活支援の対象としてニーズの高い存在である高齢者に焦点をあて、尊厳性が確保されたなかで地域において自立した生活が実現されることにむけて、医療、保健、住まい、日常的サポートなど生活支援にかかわる領域や場面と関連させながら社会福祉を機軸とする包括的な視点から、マクロ(政策)、メゾ(組織・施設経営)、ミクロ(直接援助)の各層において考察する。**地域生活支援学特殊講義(4)「地域障がい者支援の視点と方法」では、地域生活支援における地域障がい者支援研究の方法となる歴史研究、事例研究、量的研究、定性的研究等についての手法を理解する。また、地域生活支援学が人権擁護、雇用、健康、教育までもを包含する性質を有するため、地域障がい者支援の観点から、これらの発達史と今日的課題について習得する。特にマクロ的支援(政策・企画)、メゾ的支援(組織・施設)、ミクロ

的支援（援助）の各層が連続的、一体的、包括的であり、地域障がい者支援においては、多角的多面的な支援が求められる。制度の狭間にある地域生活上の困難事例等を通して専門的視点と方法を習得する。地域生活支援学特殊講義（5）「地域健康支援の視点と方法」では、ヘルスプロモーションの理念のもと、多角的な知見から、地域社会の健康支援実践モデルの構築、その管理・運営について考察する。地域生活支援学特殊講義（6）「地域スポーツ支援の視点と方法」では、地域での様々なスポーツ活動や健康の保持増進活動を進めていく際に必要とされる、地域の教育力向上、地域住民の新たな連帯感を醸成という観点にもとづき、関係機関、団体の役割を多様な例を挙げ、地域社会のスポーツ支援実践モデルの構築とその管理・運営について考察する。地域生活支援学特殊講義（7）「国際社会研究の視点と方法」では、日本とタイの地域生活上の問題を比較検討し、国際的視野に立った地域生活支援システムの構築、推進する接近法を探る。

【研究演習】(1)ミクロレベル実践（直接支援法）研究、(2)メゾレベル実践（組織・施設支援法）研究、(3)マクロレベル実践（企画立案支援法）研究

研究演習は、地域生活支援研究演習を3つのレベルに焦点化して具体的で多様な素材（質的なデータや量的なデータ、事例等含む）を活用しつつ問いを立て、実際に現場のチューターの協力を得ながら追究を試みる、いわば実践的研究方法についての模擬体験である。この模擬演習を通して、地域生活支援という実践の理論化や支援システム構築の理論化という実践的な研究能力を培うことをめざしている。本演習は、(1)ミクロレベル実践（直接支援法）研究、(2)メゾレベル実践（組織・施設支援法）研究、(3)マクロレベル実践（企画立案支援法）研究の3つに設定し、また、現場の関係者をチューターとして活用する。ミクロ、メゾ、マクロは、地域生活支援実践の対象の単位または規模による違いを意味する。ここでは実践の単位とする。ミクロレベル実践とは、地域生活上の問題や課題を抱える個人や家族を実践の単位として援助を展開することをさす。本演習のミクロレベル実践（直接支援法）研究は、個人や家族援助の事例を素材にして多面的多角的（複合・重層・多層）に分析・検討するとともに、どのような実践を展開するかを含め実践研究とは何かを検討することをめざすものである。地域生活メゾレベル実践とは、地域社会の集団や諸組織・施設を実践の基本的な単位として働きかけるもので、地域の生活支援サービス利用者ないし当事者の生活上の権益・利益を守るための間接的な援助をいう。本研究演習では、マクロレベル実践(政策)とミクロレベル実践(直接的支援)を接続し、橋渡しするメゾレベル実践

(組織・施設支援)を対象として、生活支援の機軸となる社会福祉にかかわる組織・施設での場面や素材を用いて実践上に展開するための方法について演習形式により探究する。高齢者福祉施設など組織・施設で提供されるサービスや展開される事業経営に焦点をあて、ニーズ充足のための政策形成や組織管理、支援プログラムのあり方について、利用者主体などの視点をもって検討し、研究設計を立てる。マクロレベル実践は、政府や自治体行政などが国民、地域住民、市民、地域社会などを実践単位とする。政策の企画立案などはこのレベルに位置する。本演習でいうマクロレベル実践(企画立案支援法)研究では、地域生活支援のためのプログラムの企画立案のあり方に取り組む。その際、ケーススタディによる定性・定量分析を行なうものである。

ちなみに、実践(活動)や事業の理論化(科学化)というとき、そこには2通りの意味が含まれている。第1に、理論化(科学化)、体系化、普遍化された既存の知識や技術の体系を現実に適用し、問題や課題の解決を効果的、効率的なものにするという意味が含まれている。理論化(科学化)は、通例はこの意味において用いられる。第2に、理論化(科学化)は、実践(活動)や事業に対する既存の理論(科学)の適用とその過程ならびに結果の批判的な分析と統合、体系化、普遍化を通じて既存の理論(科学)を修正し、あるいはそこに新たな知見を付け加えることで既存の理論(科学)を豊かなものにするという意味が含まれている。自立した研究者や高度の資質をもつ実践家を目指す人々にとって不可欠とされるものは後者の意味での理論化(科学化)の経験を積み、その能力を修得することである。その意味において、後期課程においては、この【研究演習】を基幹的科目として位置づける。

### 【特別研究】I～III

原理分野、展開分野、研究演習という上記の科目を踏まえつつ、博士論文作成のためにD○合教員による指導科目として、設定する特別研究である。科目の配置は、1年次から3年次まで特別研究I、特別研究II、特別研究IIIからなる。

特別研究Iでは、博士論文作成のための論題設定の方法、関連する先行研究の収集とレビューの仕方、視点と枠組みの設定の方法、必要な資料やデータの収集と方法、体系的な既述の方法などについて習熟させることを目的とする。授業では院生の進度に応じてその都度研究の成果の報告を求め、コメントを加える方式により個別に学位論文の指導を行なうことになる。これには学会報告や学会誌への投稿など研究成果の公表ができるような指導を含む。特別研究IIでは、2年次目として作成された研究計画書を再

吟味、検討する。研究の方向を再確認しながら、また、研究の進捗状況に応じて必要な指導を行なう。年度末においては研究成果の公表ができるように指導するとともに、年度末の学位論文提出の予備審査の申請ができるように指導する。特別研究Ⅲでは、博士学位論文提出予備審査の合否判定を受けたのち、博士学位論文作成計画書を提出することになる。それに基づき研究の進捗状況を把握し、必要な研究指導を行なう。特に研究成果の公表とともに、学位論文提出の条件を満たしているかどうか、また、論文完成に向けての留意事項などを学生が把握できるように指導するなど含む。

#### 4つの研究モデル

本専攻の研究モデルとして4つを例示しておきたい。なお、研究モデルは後述の履修モデルと繋がっている。

研究モデルⅠ型：基礎研究系モデル【地域生活支援学に関する基礎的な研究】

研究モデルⅡ型：マイクロレベル実践（直接支援法）研究系モデル【地域生活支援におけるマイクロレベル実践（直接支援法）に焦点化した研究】

研究モデルⅢ型：メゾレベル実践（組織・施設支援法）研究系モデル【地域生活支援におけるメゾレベル実践（組織・施設支援法）に焦点化した研究】

研究モデルⅣ型：マクロレベル実践（企画立案支援法）研究系モデル【地域生活支援におけるマクロレベル実践（直接支援法）に焦点化した研究】

学生は、科目履修においては必修科目以外、基本的に自由選択である。履修に際しては、博士論文作成という自身の研究課題に合致する研究モデル、これに照応する履修モデルを考慮して科目を選択することになる。

なお、入学する学生は、ストレートマスターのみならず、地域の再生・創出のために多様な活動を展開している社会人等も広く受け入れる。そのため、地域生活支援に関わる幅広い科目編成を行い、かつ大学院設置基準の14条特例を活用して、長期履修学生制度（4～6年）を導入する。開講曜日（土日開講）、授業時間（夜間18:00-21:10）の工夫とともに、授業開講場所は神埼キャンパス（神崎市）を使用する。

## オ 教員組織の編成の考え方及び特色

地域生活支援学の創成という新たな学術的領域を切り拓く研究教育という目的から、担当教員は、博士号取得者や研究業績を有する者を配置し、体系的な指導・研究体制を確保することができる教員を配置している（申請書目次 13 「教員名簿」）。本専攻では、専任教員の教授 9 名及び講師 1 名で構成されている。その年齢構成は、70 代 1 名、60 代 4 名、50 代 2 名、40 代 2 名、30 代 1 名である。

専任教員の学術的基盤は、申請書目次 13 「教員名簿」にある社会福祉学系教員 4 名（社会福祉学博士 No.1 古川および No.4 倉田、文学修士 No.2 平塚、教育学修士 No.7 滝口）、社会学系教員 1 名（社会学博士 No.3 田中）、学術系教員 1 名（学術博士 No.6 酒井）、心理学系教員 1 名（心理学博士 No.8 平川）、体育学系教員 2 名（医学博士 No.5 菅原および No.10 中山）、文学系教員 1 名（文学修士 No.9 井本）である。

その特徴は、社会福祉分野において地域生活支援の原理や政策、制度の運営に長年貢献してきた社会福祉学教員（博士）、ソーシャルワークの原論や実践研究に貢献してきた社会福祉学教員（学位は文学修士（社会福祉学専攻））、心理的諸問題に関する研究に貢献してきた臨床心理学教員（博士）、地域社会組織に関する研究に貢献してきた社会学教員 1 名（博士）、国際地域研究に貢献してきた学術教員 1 名（博士）、地域健康支援に貢献してきた教員 2 名（医学博士）、高齢者支援研究に貢献してきた社会福祉学教員 1 名（博士）、障がい者支援研究に貢献してきた社会福祉学教員（学位は教育学修士）1 名、そして大学教育・研究の地域志向化に向け教育改革を推進し地域ステークホルダーとの間に確固たる連携関係を構築してきた社会福祉学科教員（学位は文学修士）1 名である。

以上のように、社会福祉学を基盤とする地域生活支援学専攻の研究分野はバランスのとれた構成となっている。年齢構成においては、専任教員 10 名のうち、70 代 1 名、60 代以上が 4 名、50 代 2 名、40 代 2 名、30 代 1 名である。博士後期課程の教員組織の構成としては、博士学位の論文の指導、論文審査ということからみて研究教育に相当の実績を持つ者が中心にならざるをえないという側面があるのも事実であるが、将来の継承発展を考えればしかるべき手順で若手教員の拡充を図り、年齢構成の適正化を図ることとしたい（資料 12）。

より具体的には、30 代、40 代の大学院を担当していない教員について、科学研究費その他の外部資金を活用した研究助成に積極的に挑戦することを促し、研究業績の蓄積、学位取得を奨励するなど積

極的に後継者の養成に努める。定年等による退職者の後任の選定にあたっては大学院担当可能者を優先して採用するように努め、適正な年齢構成の実現を人事政策における第1の課題とする（資料13）。さらに、地域生活支援学専攻という専攻領域そのものが新規の領域であることに鑑み、本後期課程における研究教育を継承し、支え、深め、かつ拡大していけるような優秀な人材を養成することを後期課程の最重要課題として位置づける。

なお、本学における教員の定年は、現状では、教授68歳（平成13年12月改正の学校法人永原学園教職員就業規則の附則第2項3により理事会承認を得て教育職員の定年は5年まで延長できる）となっている（資料14）。理事長が特に必要と認める場合は、年齢による就業制限を超えて任用することができる。

資料12：教員の年齢構成

資料13：教員採用計画表

資料14：学校法人永原学園教職員就業規則、西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻博士（前期・後期）課程の設置に係る定年延長の取扱い内規

## カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

地域生活支援学専攻博士後期課程においては、地域生活支援による地域再生・創出のための研究教育という目的を達成するため、学生の実践的な研究能力の向上に資する教育を重視する。

### 1 教育方法等

#### (1) 授業科目の構成とねらい

本専攻では、履修指導の体制として、入学から修了まで個々の学生に応じてきめ細かな指導を実施し、博士後期課程としての教育研究の水準に相応した質の高い履修指導体制を考えている。

具体的な方法として、本専攻科に入学する学生に対して、入学時に地域生活支援学専攻のカリキュラムの構想を提示し履修ガイダンスを行い、授業、研究指導の方法、内容をまとめたシラバス、年間の授業時間割表等を学生に配布し内容を説明する。また、3年間にわたる研究指導のスケジュールも提示するとともに、教員の専門性を周知させ、その後の指導教員決定のための参考になるよう考慮する。学生

個人のニーズに応じて長期履修の4～6年在籍する場合の履修指導も基本的には同じである。

なお、学生は、科目履修においては必修科目以外、基本的に自由選択である。履修に際しては、履修モデルを参考にしながら、博士論文作成という自身の研究課題達成に向けて科目を選択することになる。

地域生活支援学専攻の学生は、原理分野7科目、展開分野7科目、研究演習3科目、特別演習3科目として配置された合計20科目のなかから、**課程修了21単位（必修14単位、選択必修7単位）**を最低限履修しなければならない。これを基本の履修モデルとしながら、学生によっては、自らの研究課題意識や進路を考慮して必要と判断する科目をさらに選択し履修することになる。

既出の「エ 教育課程の編成の考え方及び特色」で述べたように、原理分野においては、地域生活支援学特殊研究として、地域再生・創生、地域生活支援のための研究の基本的な視点と枠組みを養う7科目を設置している。これらの科目を通して、学際的な視点とともに、地域生活支援学がめざす複合的、重層的、多層的、より一般的に言えば、多面的多角的な接近法を修得させることをめざすものである。

原理分野を構成する7科目（各2単位）のうち、地域生活支援学特殊研究(1)「地域生活支援学原理」（教員No. 1）は、必修の基幹科目である。以下、地域生活支援学特殊研究(2)から(7)の6科目は、それぞれ地域生活支援学特殊研究(2)「地域社会における関係性の視点と枠組み」、地域生活支援学特殊研究(3)「地域社会における心理的諸問題の視点と枠組み」（教員No. 8）、地域生活支援学特殊研究(4)「地域社会組織の視点と枠組み」（教員No. 3）、地域生活支援学特殊研究(5)「地域社会政策の視点と枠組み」、地域生活支援学特殊研究(6)「地域生活支援施策の視点と枠組み」（教員No. 1）、地域生活支援学特殊研究(7)「地域生活支援援助技術の視点と枠組み」（教員No. 2）である。原理分野の科目は1年次履修科目として位置づけている。

展開分野は、原理分野を機軸としつつ、研究対象として、地域生活支援の多様で異なる次元をとりあげて具体的に取り組む過程を修得する。またその視点と方法を深めることで実践的な研究能力の向上を図るためのものである。すなわち、地域生活問題に関するコミュニティの形成支援のための地域組織化の方法、地域社会の特定の、または多様な階層集団を対象に、これらの人々の地域生活に関わる社会福祉の政策・制度、援助、健康の理念等を検討する方法、地域生活問題に関する国際比較研究の視点と方法など多様な次元レベルにおける具体的な支援のための視点と方法に関わる科目を7科目配置している。

展開分野を構成する地域生活支援学特殊講義7科目（各2単位）はいずれも1年次、2年次に配当されている。展開分野は、地域生活支援の実践的な展開に関する講義科目で、その視点と方法に重点をおくものである。これらは、地域生活支援学特殊講義(1)「地域創生人材育成の視点と方法」、地域生活支

援学特殊講義(2)「地域社会組織化の視点と方法」、地域生活支援学特殊講義(3)「地域高齢者支援の視点と方法(教員 No. 4)」、地域生活支援学特殊講義(4)「地域障がい者支援の視点と方法(教員 No. 7)」、地域生活支援学特殊講義(5)「地域健康支援の視点と方法(教員 No. 5)」、地域生活支援学特殊講義(6)「地域スポーツ支援の視点と方法」、地域生活支援学特殊講義(7)「国際社会研究の視点と方法(教員 No. 6)」である。(1)(2)は高等教育機関の地域との連携化、地域住民などの組織化を、(3)、(4)では地域で生活する特定の階層を対象にした視点と方法を取り上げる。(5)は地域住民の健康支援を対象にした場合の視点と方法である。(7)は国際社会という拡大された地域に関する研究対象の視点と方法を目指している。学生は自身の研究課題や関心と関連づけて履修することになる。

研究演習は、具体的で多様な素材(質的なデータや量的なデータ、事例等含む)を活用し、実践的な研究方法を体験的に修得する。この模擬演習を通して、地域生活支援という実践の理論化や支援システム構築の理論化という実践的な研究能力を培うことをめざすものである。

地域生活支援研究演習として3科目(各1単位)を配置し、1年次、2年次における履修を想定している。3通りの科目は、実践対象を3つのレベルに分類し、具体的に研究対象としてとりあげるときにもちいられる接近法を、演習形式を通して、修得させることを目的にしている。すなわち、地域生活支援研究演習Ⅰはマイクロレベルの実践(直接支援法)に対応(教員 No. 2)し、地域生活支援研究演習Ⅱはメゾレベルの実践(組織・施設支援法)(教員 No. 4)に、地域生活支援研究演習Ⅲはマクロレベルの実践(企画立案支援法)(教員 No. 3)にそれぞれ対応している。これらの演習では、現場の関係者をチューターとして活用する。学生には、その研究課題や関心と関連づけて履修することが求められる。

特別演習は、博士論文の作成を指導するための必修科目である。特別研究Ⅰ(1年次)、特別研究Ⅱ(2年次)、特別研究Ⅲ(3年次)の各4単位、合計12単位を履修するように配置されている(教員 No. 1~No. 8の8名担当)。学生は、この科目の履修を通して、研究指導教員、副研究指導教員から指導を受け各自の研究課題の達成を目指す。

## (2) 履修モデルとその考え方

履修モデルは、既に示した4つの研究モデルと照応するかたちで4つの領域に構成されている。基本の履修モデルは、**課程修了21単位(必修14単位、選択必修7単位)**を最低限履修することになる。学生は、これを基本としながら、原理、展開、研究演習から選択することになる。履修については学生の

自由選択を基本とするが、学生自らの関心や研究課題、進路と関連づけて、また、時間的余裕や時間的制約なども考慮しながら「履修モデル総括表」を参考にするように指導する（資料 15）。なお、下記の履修モデル I～IV型は例示的であり、学生のニーズに応じて履修科目の増減は生じうる。

資料 15：履修モデル総括表

・履修モデル I 型：基礎研究系履修モデル。（図 4）

研究モデル I 型に対応する、基礎研究を志向する者を想定したモデルである。地域生活支援の問題や課題の解明や地域再生・創生のための支援システム構築、地域社会づくりのための基礎的な研究を志向する者による履修が想定されている。

想定される履修科目は以下の通りである。

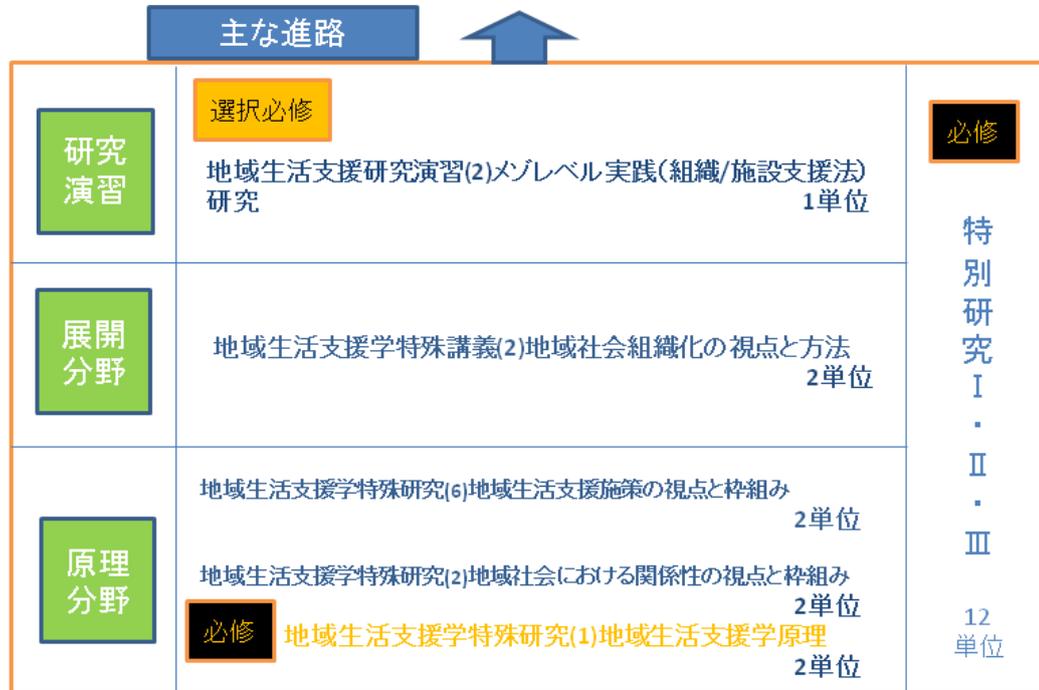
原理分野	地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理(必修)	2 単位
	地域生活支援学特殊研究(2)地域社会における関係性の視点と枠組み	2 単位
	地域生活支援学特殊研究(6)地域生活支援施策の視点と枠組み	2 単位
展開分野	地域生活支援学特殊講義(2)地域社会組織化の視点と方法	2 単位
研究演習	地域生活支援研究演習(2)メゾレベル実践（組織/施設支援法）研究	1 単位
特別演習	特別研究 I，II，III（必修）	12 単位

合計 21 単位以上【必修 14 単位＋選択必修 7 単位を含む】

履修モデル I 型志向の進路としては、福祉系及び社会科学系、その他地域関連学部学科の教員が主要な職業として考えられる。このほか、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）、福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。

図4 履修モデル I

・大学及び短期大学教員(福祉系及び社会科学系, その他地域関連学部・学科等)・専門学校教員  
 ・地方自治体職員(都道府県・市町村の一般職や福祉職)、福祉機関・施設・医療機関の管理職他



履修モデル I : 基礎研究系履修モデル

・履修モデルⅡ型：マイクロレベル実践（直接支援法）研究系履修モデル。（図5）

研究モデルⅡ型に対応し、マイクロレベル実践（直接支援法）の研究を想定した履修モデルである。

本モデルでは、より直接的な生活支援を要する人々の生活困難な状況の解明、その解決・緩和、抑止・予防に向けた援助に関する実践的研究を志向する場合のモデルである。

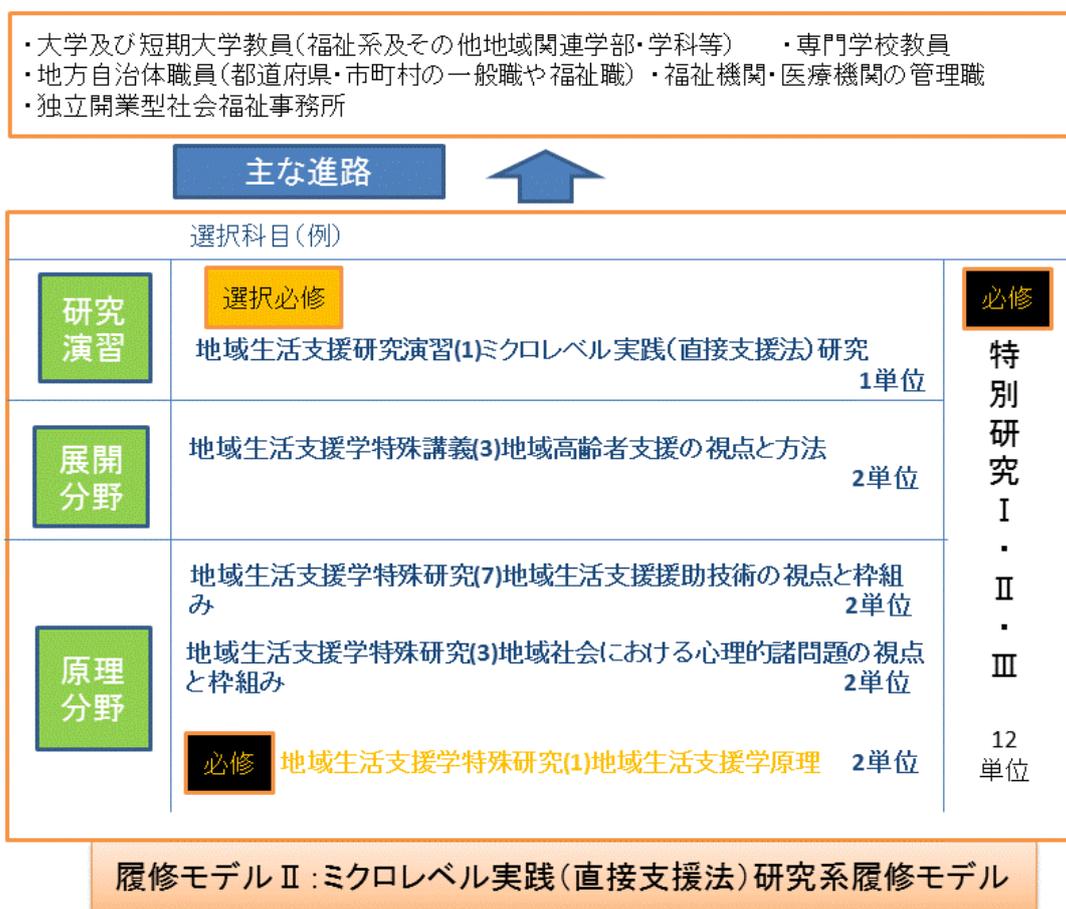
想定される履修科目は例示的であるが以下の通りである。

原理分野	地域生活支援学特殊研究(1) 地域生活支援学原理(必修)	2 単位
	地域生活支援学特殊研究(3)	
	地域社会における心理的諸問題の視点と枠組み	2 単位
	地域生活支援学特殊研究(7) 地域生活支援援助技術の視点と枠組み	2 単位
展開分野	地域生活支援学特殊講義(3) 地域高齢者支援の視点と方法	2 単位
研究演習	地域生活支援研究演習(1) ミクロレベル実践（直接支援法）研究	1 単位
特別演習	特別研究 I, II, III (必修)	12 単位

合計 21 単位以上 【必修 14 単位+選択必修 7 単位を含む】

履修モデルⅡ型志向の進路としては、福祉系大学及び関連領域の学部・学科の教員、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）、福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。また、独立開業型の社会福祉事務所の開業といったことも想定できよう。

図5 履修モデルⅡ



・履修モデルⅢ型：メゾレベル実践（組織・施設支援法）研究系履修モデル。（図6）

研究モデルⅢ型に対応する履修モデルであり、メゾレベル実践（組織・施設支援法）の研究を想定している。地域生活支援に関わる福祉サービスの提供組織・施設におけるサービス向上に向けての方策、運営、展開方法などに関する実践的研究を志向する場合のモデルである。

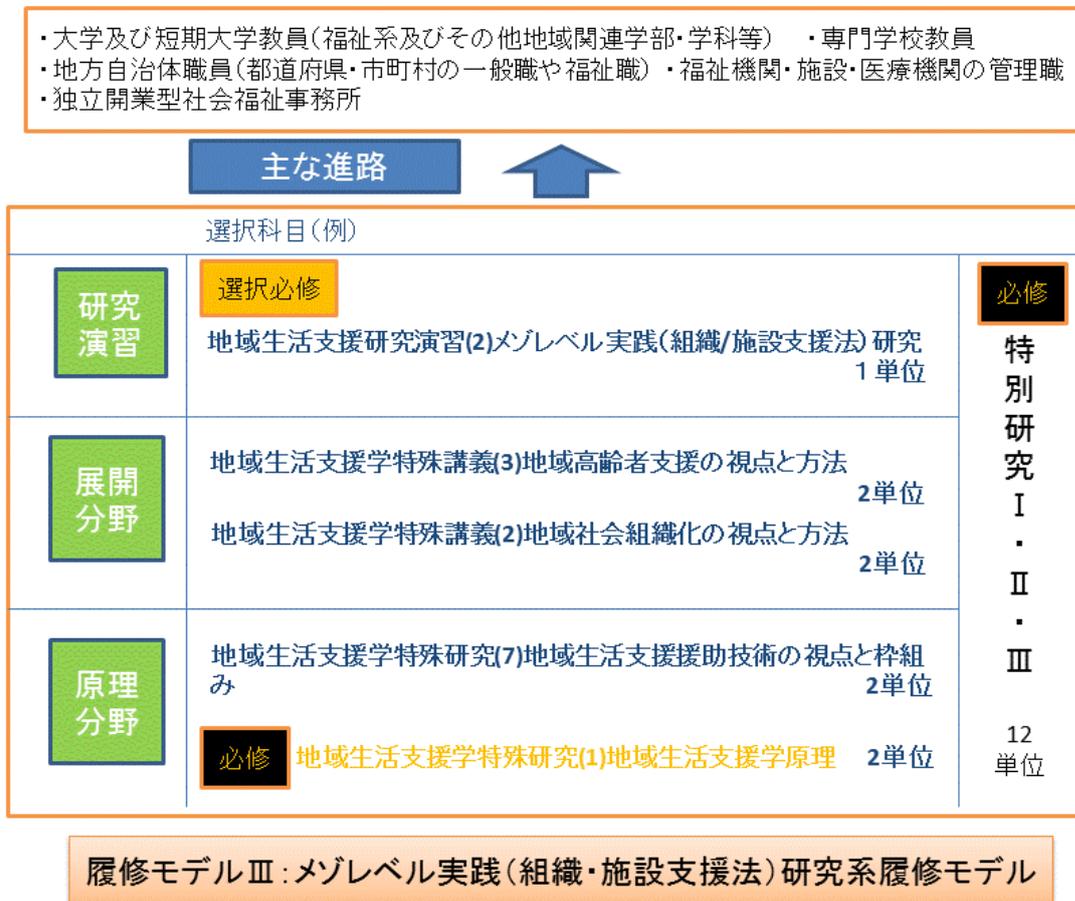
想定される履修科目は例示的であるが以下の通りである。

原理分野	地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理(必修)	2単位
	地域生活支援学特殊研究(7)地域生活支援援助技術の支援と枠組み	2単位
展開分野	地域生活支援学特殊講義(2)地域社会組織化の視点と方法	2単位
	地域生活支援学特殊講義(3)地域高齢者支援の視点と方法	2単位
研究演習	地域生活支援研究演習(2) メゾレベル実践(組織・施設支援法)研究	1単位
特別演習	特別研究Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ(必修)	12単位

合計 21 単位以上【必修 14 単位+選択必修 7 単位を含む】

履修モデルⅢ型志向の進路としては、福祉系大学及び関連領域の学部・学科の教員、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）、福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。また、独立開業型の社会福祉事務所の開業といったことも想定できよう。

図6 履修モデルⅢ



・履修モデルⅣ型：マクロレベル実践（企画立案支援法）研究系履修モデル。（図7）

研究モデルⅣ型に対応し、マクロレベル実践（企画立案支援法）の研究を志向する者を想定した履修モデルである。地域生活支援の政策や制度、事業等のプログラムの企画立案に関する実践的研究を志向する場合のモデルである。

想定される履修科目は例示的であるが以下の通りである。

原理分野	地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理(必修)	2単位
	地域生活支援学特殊研究(5)地域社会政策の視点と枠組み	2単位
	地域生活支援学特殊研究(6)地域生活支援施策の視点と枠組み	2単位
展開分野	地域生活支援学特殊講義(5)地域健康支援の視点と方法	2単位
研究演習	地域生活支援研究演習(3)マクロレベル実践（企画立案支援法）研究	1単位
特別演習	特別研究Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（必修）	12単位

合計 21 単位以上【必修 14 単位+選択必修 7 単位を含む】

履修モデルⅣ型志向の進路としては、福祉系大学及び社会科学系、地域関連領域の学部・学科の教員、福祉及び医療系の専門学校教員、都道府県、市町村などの地方自治体の職員（一般行政職及び福祉職）などが主要な進路として考えられる。福祉機関・施設・医療機関などの管理職などに就くことも想定できる。

図 7 履修モデルⅣ



(3) 開講時間の構成

授業は、1時限 90 分であり、月曜日から金曜日まで夜間の授業も含めて開講する。必要に応じて土日に開講することがある。

講義科目は、週 1 度の講義形式と演習方式で行うが、科目の必要に応じて集中講義を行う。授業の場所は、神埼キャンパス（神崎市）で実施する。時間割は社会人が履修しやすいように授業を 4 限～6 限に実施するよう配慮している。前後期科目の必修科目以外の授業の 4 限の授業科目については、翌年度の夜間の 5 限又は 6 限の開講に移動するなどして、社会人学生が履修しやすいように調整、工夫する。前期および後期の開講科目数は、期によって科目数が偏らないように、前期に原理科目 4 科目（この内、1 科目は集中講義）、展開科目 5 科目（この内、1 科目は集中講義）、特別研究 I、II、III の計 12 科目である。後期は 11 科目で、原理 3 科目、展開 2 科目、演習 3 科目、特別研究 I、II、III を配置している。

資料 16：講義時間割（案）

## 2 研究指導の方法及び修了要件

本専攻における研究指導の体制として、入学後より学生個々の研究テーマに基づき就学期間を通じて全般的に研究指導を担当する教員（主査1人、副査原則2人）、学位論文の作成過程を担当する教員（主査1人、副査原則2人）、学位論文の審査を担当する教員（主査1人、副査2人）を決定する。研究指導担当教員、学位論文の作成担当教員、学位論文の審査を担当する教員は、それぞれ「研究指導委員会」「学位論文作成指導委員会」「学位論文審査委員会」を組織する。各委員会はその機能を異にするため、個別に設置するが、委員の重複を妨げるものではない。

「研究指導委員会」とは別に「学位論文作成委員会」を設置する理由は以下である。

まず、学位論文の作成とはいえ、当初はモノグラフ的研究の蓄積が求められることになり、研究指導委員会はこの課題にかかわる指導を中心に研究方法論全体の修得を課題として指導にあたる。

つぎに、学位論文は単なるモノグラフ的論文の集積物ではない。そこには論文構成のあり方、論理の一貫性の確保等、印刷物にして400ページ相当の著書を作成するのと同様の作業が求められる。起承転結など、モノグラフの作成とは異なった作業と能力が短期間のうちに求められることになり、指導においてもそのことに専念させる体制と指導のあり方が必要となる。これが研究指導委員会とは別に学位論文作成委員会を設置する理由である。

学位取得過程及びそこにおける指導のモデルとして、以下のように、後期末（3月）に学位を取得しようとする場合と前期末（9月）に学位を取得しようとする場合の2通りのモデルを院生に示して指導にあたる（資料17-1、17-2）。

資料17-1：研究指導のモデルスケジュール（後期末(3月)学位取得の場合）

資料17-2：研究指導のモデルスケジュール（前期末(9月)学位取得の場合）

### (1) 通常研究指導

#### 1) 指導方針

原則として個別指導を行なう。研究課題は研究指導教員の指導を受けて決定する。必要に応じて副指導教員による研究指導がなされる。

## 2) 研究指導

研究指導は、「研究指導委員会」の下で特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲを通して行う。指導は、研究科委員会で決定された主指導教員及び副指導教員が当たる。研究指導の責任は主指導教員が負うが、必要に応じて副指導教員が関与する。

なお、研究指導において、学生への教育研究上の必要があれば、学年移行時に研究指導教授が交替することがある。その際、学生の不利益とならないように、また学生が教育研究上好ましい状態で研究ができるように、速やかに手続きを行う。交替については研究科委員会の議を経て決定する。

### (2) 博士課程論文作成の指導

論文作成指導は、「研究指導委員会」および「学位論文作成指導委員会」の下で、それぞれの主指導教員及び副指導教員がこれに当たる。

学位取得の過程は、下記の通りである。学生はこれを目安として博士論文作成に取り組む。なお、下記の課程は、「課程博士」の博士論文作成の場合を示している。

#### 1) 後期末 (3月) 学位取得過程モデル

##### ①年次スケジュール

###### 第1年次

年度始め 「博士課程（後期課程）研究計画書」の提出

研究科委員会の承認を得て主研究指導教員と副研究指導教員の指導のもとにテーマを定め、「第1年次博士課程研究計画書」を作成、提出させる。

注：人間を直接対象とした研究を行う際は、研究テーマの決定後、指導教員と連名で西九州大学倫理委員会に倫理審査を申請し、承認を受けてから研究を進めることとする(資料18)。

資料18：西九州大学倫理委員会規程

前後期中 研究指導科目の履修登録

研究成果の公表（論文発表、学会発表など）

年度末 「研究成果報告書」提出

## 第2年次

年度始め 「第2年次博士課程（後期課程）研究計画書」の提出

前後期中 研究指導科目の履修登録

研究成果の公表（論文発表、学会発表など）

年度末 「研究成果報告書」の提出

「博士学位論文提出予備審査申請書」の提出

注：なお、予備審査の申請においては、2年間修学し、かつ、博士学位論文提出予備審査請求書提出の条件を満たしたものに対し、学生からの申請にもとづき、博士学位論文提出予備審査を行なう。なお、この期間には休学期間を含まない。

## 第3年次

年度始め 「博士学位論文提出予備審査」合否判定（予備審査までに、論文作成言語の決定）

「博士学位論文作成計画書」の提出

論文作成主指導教員・副指導教員の決定

前後期中 研究指導科目の履修

研究成果の公表（論文発表、学会発表など）

9月下旬 博士学位論文提出条件の充足

注：論文作成指導教員の交替について

論文作成指導においても、学生の教育研究上の必要があれば、[適宜指導教授の交替を認める](#)。その際、学生が好ましい状態で論文執筆を進めることができるよう、速やかに手続きを行う。交替については、研究科委員会の議を経て決定する。

9月 博士学位予備論文の提出（指導教員へ）

主指導教員・副指導教員による専攻内査読・審査報告・指導・執筆許可等

1月初旬～3月 博士学位論文の提出

・[研究科委員会による学位論文審査委員会の設置](#)

[論文指導教員による提出者の適格性の確認](#)

論文受理の可否決定（研究科委員会）

※学位審査委員会の主査は審査委員の互選とする。但し、論文作成指導教員は主査を務めることはできない。なお、主査、副査のほか、学外者を外部審査委員として委嘱することができる。外部審査委員会は他大学大学院において学位論文指導にあたる資格を有する者、あるいはそれに相当する研究機関所属者等これに準ずる者とする。

- ・論文査読・審査、総合試験（外国語試験、学術講演、口頭試問）
- ・研究科委員会は学位論文審査委員会最終報告にもとづき学位授与の可否を決定する。

## 2) 前期末（9月）学位取得過程モデル

前期末（9月）学位取得モデルは、通常の後期末（3月）に学位論文を提出しなかった者あるいは学位授与に至らなかった者に適用される。入学時から3年目の学期末に至るまでの指導は後期末学位取得モデルにおける指導が適用される。したがって、前期末学位取得モデルは、原則として、次の年度の4月から9月末に至る過程における指導を追加したものである。その限りにおいて、指導の大綱は学期末学位取得モデルと重なりあい、そこに必要に応じて個別指導を追加することになる。

### ②予備審査

#### a) 博士学位論文提出予備審査請求書提出の要件

当該研究分野において、学術雑誌に論文を2篇以上（査読論文でなくてもよい）発表し、かつ、学会発表2回以上（地方学会含む）行なっていること。

#### b) 博士学位論文提出予備審査の目的

予備審査の目的は、以下の通りである。

- ・学位論文の進捗状況をチェックし、適切な指導を行なうこと。
- ・学位論文作成の準備段階において関門を設けることによって、院生の論文執筆に対する姿勢を確認するとともに、モチベーションを高めること。
- ・関門を設けることで、いたずらに長期にわたる修学を回避させること。

### ③学位論文提出の要件

博士学位論文を提出するためには、博士学位論文提出予備審査に合格するとともに、次に定める条件を満たしていなければならない。なお、この条件は、博士課程前期課程からの論文や研究を含むものである。

- ・当該研究分野において、学術雑誌に論文3篇以上（査読論文1篇以上含む）発表し、かつ学会発表を2回以上行っていること。
- ・共著論文の場合は、ファースト・オーサーであること。

### ④博士論文提出の要領

博士請求論文の提出は別に定める「博士論文提出要領」（資料19）による。

#### 資料19：博士論文提出要領

学位請求論文は、製本したものの5部を大学院教務事務担当部局に提出する。提出された学位請求論文5部の内、学位審査終了後、1部は大学で永久保管とし、1部は、国会図書館に送付する。残り、3部については、学位審査に使用し、審査終了後は院生室に保管して院生による論文作成準備の参考に供する。

注：博士学位論文未提出者には、「博士学位論文進捗状況報告書」の提出を求める。

### (3) 博士後期課程の修了の要件

次の要件を満たしたとき修了を認める。

#### 1) 修業年限と在学年限

博士後期課程の標準修業年限は3年である。

ただし、入学者個人の必要に応じて長期の4～6年履修が可能である。

しかし、6年を超えて在学することはできない。

#### 2) 課程修了の要件

博士学位論文は、在学期間中に提出することになる。

博士の学位を取得するためには、次の要件を満たさなければならない。

- ①博士課程に5年（博士課程の前期課程または修士課程を修了した学生は、当該課程の2年の在学期間を含む）以上在学すること。（休学期間を除く）
- ②所定の単位を修得すること（必修科目14単位及び選択必修科目7単位、計21単位）。
- ③必要な研究指導を受けたうえで、学位論文を提出し、博士論文の審査に合格すること。
- ④学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行われる試験に合格すること。

### 3 学位論文審査の手続き

- ① 学位論文審査委員会は設置後3カ月以内に審査を終了し、その結果を研究科委員会に提出する。
- ② 学位論文審査委員会は、審査の過程において公聴会を開催する。公聴会は、その日時、場所を原則として開催日の2週間以上前に公示して行う。
- ③ 学位論文審査委員会による最終報告をもとに研究科委員会は学位授与の可否を決定する。
- ④ ③の結果は学長決済を経て学位授与の可否が申請者に通知される。

### 4 学位論文審査の基準

博士学位論文の審査は、「論文テーマの重要性・独創性」、「先行研究及び関連研究のレビュー及び理解」「研究方法の独創性並びに妥当性」、「論文の構成」、「論述の一貫性と体系性」「引用・参考文献の適切性並びに記述の様式」が以下の基準が適正に処理されているかどうかを考慮し、かつ当該論文の内容が独創性をもち、地域生活支援学研究の発展に寄与するものとなっているか否かを総合的に判断し、かつ最終試験に合格した者について学位を授与する（資料20）。

#### 資料20：学位論文の審査及び最終試験

審査の基準は以下の通りとする。

##### 論文テーマの重要性・独創性

- ・設定されたテーマが社会福祉、生活支援、地域生活支援に関わる施策（政策・制度・支援活動）やその研究において意義あるものであること。
- ・設定されたテーマが社会福祉、生活支援、地域生活支援に関連する領域において先例や類例

のない独創性を有していること。

① 先行研究及び関連研究のレビュー及び理解

- ・ 設定されたテーマに関する先行研究のレビューがその広さと深さにおいて必要かつ適切に行われ、テーマに関連する研究の状況と内容が十分に理解されていること。

② 研究方法の独創性並びに妥当性

- ・ 研究の方法が、設定されたテーマに対して適合性、妥当性を持ち、かつ先行研究の方法論を凌駕する独創性を有するものであること。

③ 論文の構成

- ・ 論文が、例えば、テーマの仮置き、関連する先行研究のレビュー、テーマ（検証すべき、あるいは論証すべき仮説）の精査と確定、検証あるいは論証に必要とされる資料の収集と分析、仮説から結論に至る全体的考察、まとめ、といった論理的系統的な構成をもって構成されていること。

④ 論述の一貫性と体系性

- ・ 上記のような構成を持つ論文の記述が論理的な一貫性と系統性、そして体系性をもって行われていること。日本語として一定の質が確保されていることも、論文評価の重要な要素である。

⑤ 引用・参考文献の適切性並びに記述の様式

- ・ 引用や注記の方法がそれぞれの研究領域において一般化している手法、記述の様式に適合していること。
- ・ 引用文献や参考文献が50音順、アルファベット順など、それぞれの研究領域において一般化している手順にしたがって表記されていること。

⑥ 論文内容の独創性

- ・ 学位請求論文には、新たな史実、事実、効果などのファクトファインディングが含まれ、その学術的な意味や意義が同定されていること。
- ・ 従来にない視点や枠組みが設定されており、そのことによって新たな知見が導かれていること。
- ・ また議論が従来にない新しい論理構成や理論展開によって導かれており、そのことによ

て新たな理論やその体系が構築されていることなど、新機軸に富む学術論文とみなしうるだけの独創性を有するものになっていることが求められる。

#### ⑦ 論文内容の研究への寄与

- ・学位請求論文には、従来にない研究領域の開発や新たな研究方法の創出がなされていること。
- ・研究の成果が地域生活支援の実務に適用ないし応用されることで顕著な成果をもたらす可能性を有すること。
- ・また研究の成果が学術雑誌や著書、メディア媒体への掲載などを通じて広く公刊されることにより、該当領域に関する研究の発展に寄与する可能性を有するものであることが求められる。

## 5 論文博士学位請求論文の受理と審査

西九州大学大学院博士後期課程における正規の課程を経ずに博士学位請求論文（以下、「乙論」という。）を提出しようとする者は、西九州大学大学院博士後期課程において研究指導を担当する教員を紹介教員とし、当該教員を通じて所定の書類及び乙論を[研究科委員会](#)に提出するものとする。乙論の提出要件、審査基準等については別に定めるところによる（資料21）。

資料21：論文博士の学位請求に関する規程

## 6 学位論文の公表

学位を取得した者は1年以内に印刷等の手段によって学位論文を公刊しなければならない。

大学は学位請求論文の審査が終了し、学位が授与された後、当該論文を電子メディアを通じて公表するものとする。

申請書目次6：西九州大学大学院学則（案）

申請書目次7：西九州大学大学院生活支援科学研究科委員会規程

申請書目次7：西九州大学大学院学位規程（案）

## ク 施設、設備等の整備計画

地域生活支援学専攻にかかわる施設・設備等は次のように計画される。

### 1. 大学院学生研究室等

#### (1) 大学院敷地

西九州大学大学院は、吉野ヶ里遺跡に近い JR 神埼駅から 4km の場所に位置し、校地面積は 106,328 m<sup>2</sup>、内運動場用地が 18,813 m<sup>2</sup>、及びその他竹林傾斜地が 49,832 m<sup>2</sup>であり、校舎敷地は 37,683 m<sup>2</sup>である。

#### (2) 大学院学生の研究室(自習室)

学生用の研究室については、108 m<sup>2</sup>の面積からなる大学院生専用研究室（自習室）を準備している。大学院専用研究室には個人専用の机を配置したうえで 30 名以上収容できるようになっている。同研究室は博士課程生活支援科学研究科地域生活支援学専攻の学生（定員 3 名の 3 学年で 9 名）とともに修士課程地域生活支援学専攻（設置届出済）の学生（定員 5 名の 2 学年で 10 名）および修士課程健康栄養学専攻の学生（定員 2 名の 2 学年で 4 名）が共用で使用するもので、すべての学生数を合計した 23 名を十分に収容できるスペースを確保している。また、講義室は、6 号館 3 階にある 20 人まで収容可能な 36 m<sup>2</sup>の講義室を 3 室（60 名収容）大学院専用に充てている。

さらに、オフィスアワーの利用や個別指導が円滑に行えるよう、各教員研究室にゼミ机等を用意し、研究室での直接指導が出来るように整備している。

加えて、大学院生専用研究室には、学内 LAN に接続できるパソコンを大学院生個人に配備している。大学院生にも個人用メールアドレスを割当て、大学院専用学生研究室、情報処理演習室、学生ホール、図書館利用 PC 等から学内 LAN へ自由にアクセスできる。研究に役立つ図書館の資料所蔵データベースや国内外出版社の電子ジャーナルなどを自由に観覧できるように、教育環境設備の充実に配慮している（資料 2 2）。

#### 資料 2 2 大学院生専用研究室（自習室）見取図

### 2. 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### (1) 蔵書冊数、蔵書構成及び収集方針

本学図書館は、神埼キャンパス及び神園キャンパス（短期大学部と共用）の両キャンパスにあり、生

活支援科学研究科地域生活支援学専攻を設置する神埼キャンパス（健康栄養学部、健康福祉学部、リハビリテーション学部）の図書館の総面積は、1,091 m<sup>2</sup>（本館 815 m<sup>2</sup>、分室 276 m<sup>2</sup>）である。

両キャンパスの図書館は、平成 21 年度から図書館蔵書管理システムを統合しており、所蔵資料の横断検索を可能とし、資料調査の効率を向上させている。

神埼キャンパス図書館の蔵書数は以下表 1 のとおりである。

表 1：西九州大学神埼キャンパス図書館の蔵書数

	神埼キャンパス図書館
図書（冊）	91,501
学術雑誌（種）	280
視聴覚資料（点）	4,001
電子ジャーナル（種）	39
デジタルデータベース	4

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

生活支援科学研究科の地域生活支援学専攻の設置に係る図書・学術雑誌等の整備については、これまでに社会福祉関係について整備されているものに加えて、地域福祉、地域社会、地域生活支援、健康支援などに関する全学的な図書館整備計画の中で対応しつつ、地域福祉、地域社会、健康支援など地域生活支援学領域に関する図書類について重点的に整備を図る（資料 2 3）。

図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等は以下表 2 の通りである。情報検索用端末は、いつでも検索が可能な環境として利用者へ提供している。

資料 2 3 整備予定学術図書一覧

表 2：図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等

キャンパス	延べ床面積	開館時間	閲覧席数	収納可能冊数	情報検索用端末数	視聴覚機器数
神埼図書館	815 m <sup>2</sup>	平日：8:50～19:50 土曜：9:30～16:30	116 席	約 10 万冊	2 台	4 台
神埼図書館 7 号館分室	276 m <sup>2</sup>	平日：8:50～19:50	37 席	約 2 万冊	1 台	4 台

## (2) データベースや電子ジャーナル等の整備

各種オンラインデータベースサービス(国立情報学研究所 CiNii、JDreamⅢ、朝日新聞記事データベース聞蔵、PsycINFO、メディカルオンラインなど)が学内ネットワークで利用可能となっており、今後も必要となるオンラインデータベースの充実を図る。

電子ジャーナルについては、ホームページを整備し、当館で閲覧できる体制を採っている。今後、電子ジャーナルで閲覧できる学術雑誌の種類を増やしていく。

## (3) 利用者サービス

図書館では、専門の職員(司書)が中心となって利用者の要望にこたえている。

平日は8時50分から19時50分まで、土曜日(第2、第4)は9時30分から16時30分まで開館している。なお、大学院学生の便宜を図るため開館時間の延長を逐次行う。他方、地域の方(学外の方)に対して大学図書館の開放を実施しており、地域コレクションの充実を目指した資料の計画的収集を行っている。

新着図書に関しては、新着図書コーナー(展示架)を設置して利用促進を図っている。また、学生の情報リテラシー(コンピュートリテラシー)の涵養を目指し、情報機器を利用した文献検索法などを指導するために学内 LAN 端末を神埼キャンパス図書館に23台設置(内8台は分室に設置)している。指導方法については、ゼミや研究室ごとにガイダンスを行っている。

また、館内資料の蔵書検索を行うためのOPAC専用端末を3台設置(内1台は分室に設置)するとともに、図書館のホームページを介して、Web上から検索できるようにWebOPACを提供している。この検索法についても、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスで利用指導を行っている。図書館ホームページでは、文献検索はもとより、開館カレンダーや最新のトピックス、利用ガイドなどを掲載し、幅広く利用者へ情報提供を行っている。

両キャンパス図書館に独自に所蔵する図書は、お互いに共同利用することとし、両キャンパス間に図書シャトル便などを運行させ、学生の利便を配慮している。

## ケ 既設学部との関係

地域生活支援学専攻の基礎となる学部学科は、健康福祉学部を構成する「社会福祉学科（定員 80 名）」および「スポーツ健康福祉学科（定員 50 名）」である。西九州大学においては健康福祉学部のほか、健康栄養学部（健康栄養学科 120 名）、リハビリテーション学部（リハビリテーション学科 理学療法学専攻 40 名、作業療法学専攻 40 名）、子ども学部（子ども学科 80 名、心理カウンセリング学科 40 名）の 4 学部 6 学科から構成される。

社会福祉学科は九州初の福祉を専門とする 4 年制大学として、これまで 40 年間にわたり地域の福祉施設・福祉行政における有用な人材を育成し、5000 名以上の卒業生を社会福祉実践の現場に送り込んでいる。近年、少子高齢化の進展にともない社会福祉のニーズが拡大されていくなかで、社会福祉の対象者も拡大され、貧困者、高齢者、障害者などに加えて、ひとり親、外国人などを含むすべての人たちにむけて、最低限の生活保障から、よりよい生活の実現にむけてレベルアップされることが期待されるものとなっている。また、よりよい生活は、健康な生活をもって実現することから、社会福祉においては予防を含めた健康増進の視点からアプローチすることの重要性が認識されるようになっている。

このような社会福祉の新たなニーズに対応するため、健康福祉学部においては社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の養成を中心とした社会福祉学科に加えて、新たに、健康増進の視点から社会福祉にアプローチする「スポーツ健康福祉学科」を平成 26 年度に設置した。

健康福祉学部の社会福祉学科およびスポーツ健康福祉学科を基盤として大学院修士課程「地域生活支援学専攻」（健康福祉学専攻を母体として、平成 27 年度に地域生活支援学専攻修士課程の設置を届出済。定員 5 名）が設置される。社会福祉学科およびスポーツ健康福祉学科において社会福祉に関する基礎理論と知識さらに基本的実践技能の学修を踏まえて、その後、大学院修士課程「地域生活支援学専攻」において、社会福祉に関する高度な専門知識や臨床実践技術の修得を図ることで継続的な専門教育が期待できる。

修士課程「地域生活支援学専攻」においては、生活支援科学、さらに限定する生活支援学の一つの領域である社会福祉学を基盤とする地域生活支援の要としての高度専門職業人養成をめざすものである。地域においてコーディネーターやケアの担当者として専門的な活動に従事している公務員や民間の活動家等の社会人を受け入れるとともに、その経験的な知識や技術の高度化・理論化を推進する。特に、地

域再生・創成として地域生活支援を展開する自治体行政機関や社会福祉をはじめ、隣接領域等の多様な現場の科学的実践、分析・評価による実践の検証を可能にする高度な専門職業人の育成を推進するものである。

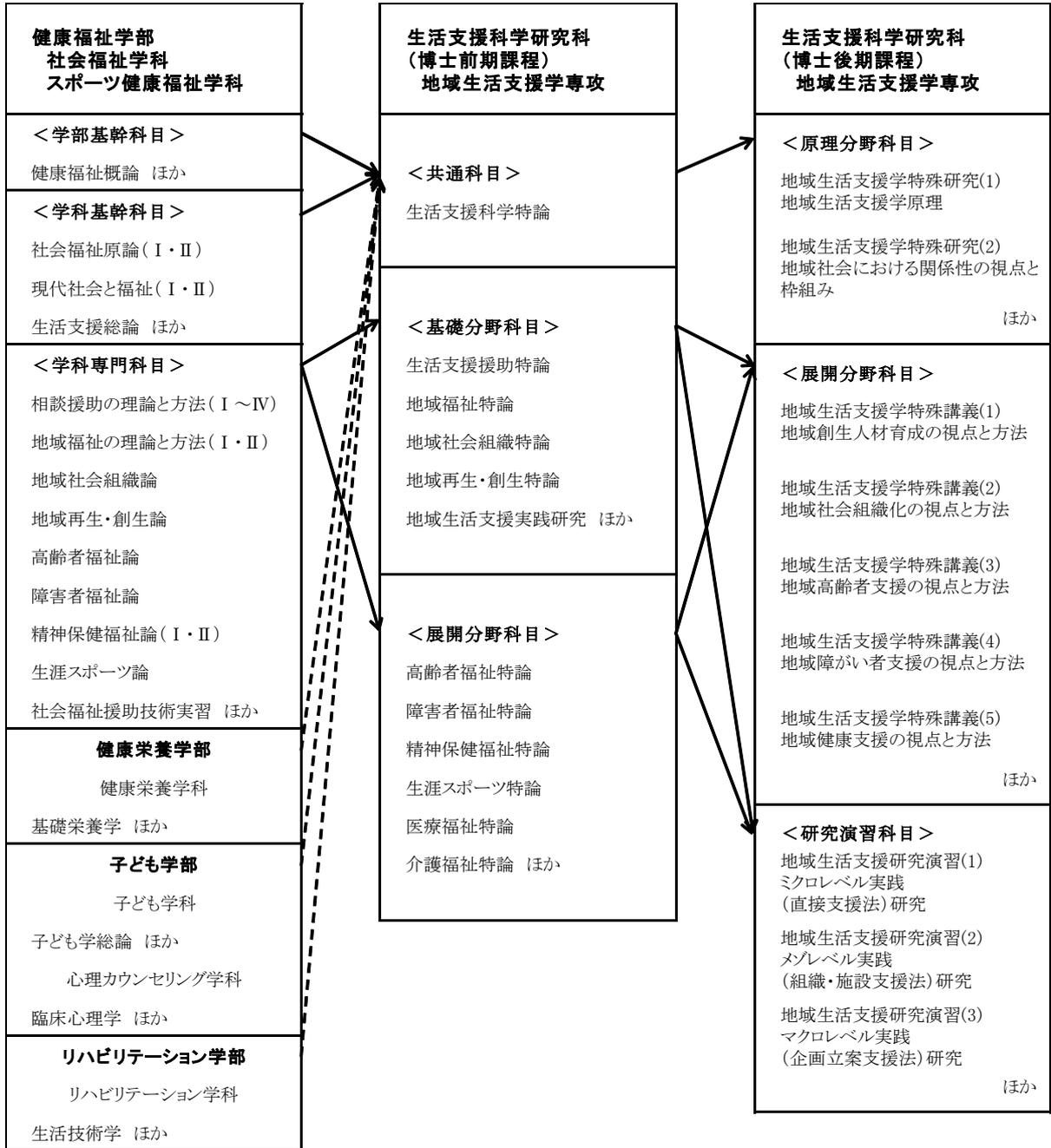
さらに博士課程「地域生活支援学専攻」においては社会福祉学を基盤に地域再生・創生のために必要とされる高度の専門的知識や社会的技術を開発し、複合的・重層的・多層的な視覚から、それらを実践に適用する能力をもつ地域生活支援学の研究者を養成することを目的として設置する。

学部と大学院修士課程および博士課程の科目間のつながりは以下図4の通りである。

健康福祉学部社会福祉学科およびスポーツ健康福祉学科の専門科目は「学部基幹科目」「学科基幹科目」「学科専門科目」よりなる。一方大学院修士課程地域生活支援学専攻は「共通科目」「基礎分野科目」「展開分野科目」「研究指導」、大学院博士課程地域生活支援学専攻は「原理分野」「展開分野」「研究演習」「特別演習」からなる。

大学院博士課程の科目は大学院修士課程や学部健康福祉学部の科目と連動させ、高度化した内容にしている。学部での「学部基幹科目」および「学科基幹科目」は社会福祉学の基盤となる社会福祉の原理（「社会福祉原論Ⅰ」「同Ⅱ」「現代社会と福祉Ⅰ」「同Ⅱ」など）や生活支援概論を配置し（「生活支援総論」「健康福祉概論」など）、これを地域生活の支援からより高度にした内容が大学院修士課程地域生活支援学専攻の「共通科目」（「生活支援科学総論」）や大学院博士課程地域生活支援学専攻の「原理分野」の各科目（「地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理」など）である。同じように学部の「学科専門科目」は、①社会福祉やスポーツ健康支援にかかわる方法や対象者すべての共通した内容のものと、②対象者の特性やニーズに応じたものや領域別の内容のものを配置しており、これをより高度化した内容が大学院修士課程地域生活支援学専攻での「基礎分野」と「展開分野」、大学院博士課程地域生活支援学専攻の「展開分野」と「研究演習分野」に盛り込まれている。一例をあげれば、①については学部「相談援助の理論と方法」が大学院修士課程「生活支援援助特論」や大学院博士課程「地域生活支援学特殊講義（2）地域社会組織化の視点と方法」「地域生活支援研究演習（1）ミクロレベル実践(直接支援法)研究」などに通じており、②については学部「高齢者福祉論」が大学院修士課程「高齢者福祉特論」大学院博士課程「地域生活支援学特殊講義（3）地域高齢者支援の視点と方法」などにつながっている。

図 8 : 既存学部との関係 (カリキュラム)



————— は健康福祉学部との関係

- - - - - は他学部との関係

## コ 入学者選抜の概要

### 1. 入学者受け入れの基本方針

本専攻は、専門分野の学理を探究したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻は入学者選抜にあたって、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れたい。

- (1) 人々が営む生活や、その人々が生活する地域や社会に強い関心を持ち、社会福祉や地域社会支援、健康支援などに関する学問的基礎知識のある者。
- (2) 社会福祉などについての、高度な専門的知識と理論・技能を修得して、研究活動や実践活動を通して社会に貢献したいと考えている者。

### 2. 学内選抜試験

#### (1) 入学試験受験資格

次の条件を満たすことを条件に学内選抜試験を行う。

- 1) 入学年の3月までに本学大学院修士課程健康福祉学専攻（地域生活支援学専攻）を修了見込みの者
- 2) 本学大学院修士課程健康福祉学専攻（地域生活支援学専攻）の1年次までにGPAが3.0以上の者

#### (2) 出願手続き

- (a) 入学願書
- (b) 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- (c) 写真
- (d) 修了見込み証明書
- (e) 成績証明書
- (f) 志望理由書（500字程度にまとめる）

### (3) 選考方法

入学者の専攻は、小論文（専攻に関するテーマに基づく論述式試験）、書類審査（研究計画書）、面接等により、これらを総合して行う（小論文 100 点＋研究計画書 50 点＋面接 100 点＝250 点満点）。

### (4) 試験の実施日程

年に 1 回（7 月下旬）実施する。ただし、入学許可は仮のものとし、修士論文が提出された後にその評価を加味して最終決定（入学許可）する。なお、平成 27 年度入学生対象の選抜試験については、平成 26 年 12 月に実施予定とする。

## 3. 一般入学試験

### (1) 入学試験受験資格

次のいずれかに該当し、かつ、所定の審査に合格した者について入学を許可する。

- 1) 修士の学位を有する者、または入学年の 3 月までに修士学位取得見込みの者
- 2) 外国の大学院において、修士に相当する学位を得た者、または入学年の 3 月までに学位取得見込みの者
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、修士に相当する学位を得た者、または入学年の 3 月までに修士に相当する学位取得見込みの者
- 4) 文部科学大臣の指定した者
- 5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者または入学年の 4 月 1 日までに 24 歳に達する者

注 1：入学試験受験資格については、審査資料として以下の書類の提出を求める。

①入学資格審査請求書

②履歴書

③出願までの研究報告、論文、学会発表、実務に関わる企画書、報告書等、研究の履歴やレベルを判定することが可能な資料(現物 3 点以上)

④研究計画書

注2：入学資格の審査は、入学資格審査委員会による審査の結果を専攻会議において審査し、最終的には研究科委員会において決定する。

6) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 出願手続き

(a) 入学願書

(b) 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書

(c) 写真

(d) 修了証明書または修了見込み証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位記(写)または学位授与申請受理書(大学評価・学位授与機構発行)

(e) 成績証明書

(f) 志望理由書(500字程度にまとめる)

(g) 学術論文(修士論文かあるいはそれに代わるもの)

(3) 選考方法

入学者の選考は、英語、小論文(専攻に関するテーマに基づく論述式試験)、書類審査(研究計画書)、面接等により、これらを総合して行う(英語50点+小論文100点+研究計画書50点+面接100点=300点満点)。

(4) 試験の実施日程

年に2回(一般Ⅰ期9月下旬と一般Ⅱ期3月上旬)に実施する。

#### 4. 社会人入学試験

社会人への入学に配慮した入学試験として社会人入学試験を一般入学試験とは別に次のとおりに実施する。

### (1) 入学試験受験資格

次のいずれかに該当する者で、入学時に2年以上の社会人（有識者・主婦など）としての経験を有する者を受験資格者とする。

- 1) 修士の学位を有する者、または入学年の3月までに修士学位取得見込みの者
- 2) 外国の大学院において、修士に相当する学位を得た者、または入学年の3月までに学位取得見込みの者
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、修士に相当する学位を得た者、または入学年の3月までに修士に相当する学位取得見込みの者
- 4) 文部科学大臣の指定した者
- 5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者または入学年の4月1日までに24歳に達する者
- 6) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

### (2) 出願手続き

- (a) 入学願書
- (b) 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- (c) 写真
- (d) 修了証明書または学位授与証明書あるいは学位記（写）
- (e) 成績証明書
- (f) 推薦書：任意提出（提出された場合は総合評価に含める）
- (g) 研究計画書（研究題目・研究目的・研究方法を具体的に1,000字以内で記入する）
- (h) 職務経歴書（社会人Ⅰ期・Ⅱ期試験：本学所定の用紙を使用）
- (i) 学術論文（修士論文かあるいはそれに代わるもの）

### (3) 選考方法

入学者の選考は、小論文（専攻に関するテーマに基づく論述式試験）、書類審査（研究計画書）、面接により、これらを総合して行う（小論文100点＋研究計画書50点＋面接100点＝250点

満点)。

#### (4) 試験の実施日程

年に2回(社会人Ⅰ期9月下旬と社会人Ⅱ期3月上旬)に実施する。

## シ 大学院設置基準第14条に基づく教育方法の実施について

### 1. 設置の趣旨

少子化、高齢化が進む社会において、すべての国民の生活の質をお互いに守りながら生活するためには、新しい福祉社会の構築が必要になり、それぞれの地方自治体や施設においても種々の課題に取り組む必要に迫られている。

本専攻においては、職業を有する学生の履修上の便宜を配慮して、下記の要領で大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

### 2. 修業年限

「夜間その他特定の時間又は時期における授業や研究指導を行う教育方法の特例」を取り入れ、標準の修業年限は3年間であるが、入学者個人の必要に応じて長期の4～6年の履修を認める。

### 3. 履修指導及び研究指導の方法

#### (1) 履修指導

履修指導として、入学時に地域生活支援学専攻のカリキュラムの構想を提示し、履修ガイダンスを行い、授業、研究指導の方法、内容をまとめたシラバス、年間の授業時間割表等を学生に配布し内容を説明する。また、3年間にわたる研究指導のスケジュールも提示するとともに、教員の専門性を周知させ、その後の指導教員決定のための参考になるよう考慮する。なお、学生は、科目履修においては必修科目以外、基本的に自由選択であるが、履修に際しては、履修モデルを参考にしながら、博士論文作成という自身の研究課題達成に向けて科目を選択することになる。

## (2) 研究指導

入学後より学生個々の研究テーマに基づき主たる研究指導担当教員を決め、博士論文の作成に向けた必修科目である「特別研究」により3年間を通して指導を行い、1年次前期より履修指導と合わせて研究活動を行っていく。具体的には、①学生は入学時から教員の研究分野とその意向を参考にし、4月までに地域生活支援学専攻専任教員の研究指導教員の中から指導教員を定める。②指導教員となる研究指導教員は、学生の研究分野とその意向を考慮して、副研究指導教員を定めることができる、③指導教員となる研究指導教員及び副研究指導教員は、担当学生の理解度、進度を把握し、必要な助言と指導を行う、④学生は、文献その他の資料を収集、調査、分析し、研究指導教員の指導の下に研究活動を行う、⑤学生の研究及び履修上の相談等に対応する専任の担当研究指導教員を配置する。

## 4. 授業の実施方法

本専攻の入学定員は3名であり、少人数の教育、研究指導が可能である。授業は、1時限90分であり、月曜日から金曜日まで夜間の授業も含めて開講する。必要に応じて土日に開講する。

講義科目は、講義形式と演習方式で行い、多面的多角的な視点を備えた研究能力の向上をめざす。また、受講生の必要に応じて集中講義を行う。

## 5. 教員の負担の程度

昼間開講科目については一部の科目として設定し、教員の負担を軽減する。夜間開講を行ううえで、学部の卒業論文指導と大学院修士課程の研究指導を加えても、重大な支障が教育・研究上生じるとは考えられない。

## 6. 教育施設等

### (1) 図書館

西九州大学図書館は平日8時50分より19時50分まで、土曜日は9時30分より16時30分までの開館を実施する。なお、大学院生の便宜を図るため、論文執筆等のニーズに応じて適宜開館時間の延長を行なう。

## (2) 情報処理設備の利用方法

大学院生専用研究室に学内 LAN に接続できるパソコンを大学院生個人に配備している。大学院生にも個人用メールアドレスを割当て、大学院専用学生研究室、情報処理演習室、学生ホール、図書館利用 PC 等から学内 LAN へ自由にアクセスできる。研究に役立つ図書館の資料所蔵データベースや国内外出版社の電子ジャーナルなどを自由に観覧できるように、教育環境設備の充実に配慮している。

## (3) 保健管理

西九州大学の保健室は午後 5 時 50 分で閉鎖するが、急病等の緊急時においては、夜間勤務の事務職員が同じ町内に住む校医等への連絡体制ができており、十分に対応できる。また、精神的なサポートを図るため、臨床心理士資格を有する専門職者（専任）を配置して対応する心理的カウンセリング室を設置し、毎日（月曜日～金曜日）開放することとしている。

## 7. 入学者選抜の概要

職業人に配慮した入学試験として一般入学試験とは別に、社会人入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）を実施し、受験者の選択により受験することとする。社会人入学試験の選考方法は、小論文（専攻に関するテーマに基づく論述式試験）、面接、書類審査（研究計画書）により、これらを総合して行う。

## 8. 職業を有する学生にとっての地域生活支援学教育・研究分野の必要性

少子高齢化の伸展にともない、限界集落の形成、社会関係資本の縮減、格差の拡大、低所得層の拡大、子どもの貧困、家族関係の変容、生涯未婚率の上昇、社会的孤立死、ホームレスやニート、認知症、引きこもり、うつ症状、虐待、家庭内暴力の漸増などにもなう生活問題—生活上の困難や障害—に直面している。これらの問題は複合的に発生していることから、解決にむけては生活全体の視点から地域社会のあらゆる資源を活用して支援していくことが有効であると考えられ、地域生活支援学専攻はこのような視点に基づき研究をすすめていくものである。

地域生活支援にかかわりのある職場としては、都道府県や市町村など行政をはじめ社会福祉協議会など公共団体、社会福祉関係団体・機関・施設、病院など医療機関、保健所や健康増進にかかわる各種センターなど保健機関、各学校など教育機関など多様に存在する。地域生活支援にかかわるニーズは今後

一層拡大していくことが予測され、同支援にかかわりのある職に就く社会人にとっての地域生活支援学教育・研究の意義が認められる。

## 9. 教員組織の整備状況（大学院を専ら担当する専任教員の配置など）

地域生活支援学の創成という新たな学術的領域を切り拓く研究教育という目的から、担当教員は、博士号取得者や研究業績を有する者を配置し、体系的な指導・研究体制を確保することができる教員を配置している。本専攻では、専任教員の教授9名及び講師1名の合計10名で構成されている。10名の専任教員のうち、大学院を中心として授業を担当する教員を2名配置するとともに（古川、平塚）、8名の教員（田中、平川、管原、酒井、井本、倉田、滝口、中山）についても学部担当授業科目数を他の教員より少なくして大学院教育に支障が生じないように配慮している。

## チ 管理運営

本学大学院生活支援科学研究科には研究科委員会をおき、専攻毎の大学院担当の専任教員をもって組織する。研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。審議事項は大学院学則、研究科委員会規程等規程の制定改廃をはじめ学生の教育研究及び大学院の運営に関する重要事項を定めており、原則として、月1回開催する。

研究科委員会で審議した事項については、学部長会議に諮られる。学部長会議は、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長等をもって構成し、学長が議長となり、月1回開催する。審議事項は、研究科委員会での審議事項と同様に、教育研究及び大学院運営にかかわる重要事項を定めており、学部長会議の議を経て学長が決する。

研究科委員会及び学部長会議は、各学部の教授会・各種委員会・各学科会議とは独立して存在し、カリキュラムや人事等においては研究科委員会の専門部会が検討することになり、両委員会や会議で独自の大学院運営ができる仕組みにしている。

## ツ 自己点検・評価

### 1. 実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、多様な形で審議し、検討をしてきた。平成13年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成14年度に学校教育法が改正され、平成16年4月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成16年度に、平成21年度までの6年間の計画期間とする「中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定して、様々な改革・改善を進めてきた。その過程で、平成17年6月には、点検・評価報告書第2報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書と共に、事務部で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成18年度に大学基準協会の第三者評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成した。

この「点検・評価報告書」は平成18年4月に大学基準協会に送付され、同年10月23日に大学基準協会の各専門分科会委員による実地調査を受けた。その結果、平成19年3月13日付けで、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日までの5年間）。これに関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」は、まとめて広く世間に公表した。

「第1次中期目標・中期計画」が終了年度を迎える平成21年度には、平成22年度から平成25年度までの4年間の計画期間とする「第2次中期目標・中期計画」を策定し、「年度アクションプログラム」に基づいて、様々な改革・改善を進めてきた。

平成23年度には、「自己評価報告書」を作成し、これに基づいて(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。認定期間は平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間である。

さらに、平成25年度に平成26年度から平成29年度までの4年間の計画期間とする「第3次中期目標・中期計画」を策定している。これに基づいて「年度アクションプログラム」を策定し改革・改善を進めていく。

## 2. 点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、点検及び評価を実施するために必要な事項を定めている。

点検・評価事項は、下記の項目である。

- (1) 教育理念及び目標に関する事項
- (2) 教育活動に関する事項
- (3) 研究活動に関する事項
- (4) 教員組織に関する事項
- (5) 事務機構に関する事項
- (6) 施設設備に関する事項
- (7) 社会との連携に関する事項
- (8) 管理運営及び財政に関する事項
- (9) 点検・評価の体制に関する事項
- (10) その他、西九州大学点検・評価運営委員会が必要と認めた事項

しかしながら、本学は平成 29 年度までに、大学評価認証機関による次の第三者評価を受けなければならない。次回も(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受ける予定である。そのため、同評価機構が示している「大学機関別認証評価実施大綱」に基づいて、点検・評価基準を見直し、さらには本学独自の評価基準も設定して自己点検・評価を進めていく予定であり、これに基づいて、さらなる改革・改善を進めていく。

## テ 認証評価

<認証評価に係る自己点検・評価報告書等の発行・公表の経緯>

平成 13 年度： 西九州大学自己点検・評価報告書（新世紀の大学像を求めて）を発行し公表した。

平成 14 年度： 西九州大学及び佐賀短期大学の教育研究活動報告書を発行し、公表した。

平成 14 年度： 学校教育法の改正に伴い、平成 16 年度以降認証評価機関による認証評価の受審が義務

化された。

平成 16 年度： 西九州大学中期目標・中期計画（平成 16 年度～平成 21 年度）を策定し、毎年「当該年度アクションプログラム」を決定し、実施してきた。

平成 17 年度： 西九州大学自己点検・評価報告書（教育・研究と修学環境の充実を目指して）を発行し、公表した。

平成 18 年度：(財) 大学基準協会へ認証評価を受審し、平成 19 年 3 月「適合」の認定を受けた。

＜認定期間：平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（5 年間）＞

平成 20 年度： 西九州大学及び佐賀短期大学の教育研究活動報告書を発行し、公表した。

（平成 21 年 4 月、佐賀短期大学を西九州大学短期大学部へ名称変更した。）

平成 22 年度： 西九州大学第 2 次中期目標・中期計画（平成 22 年度～平成 25 年度）を策定し、毎年「当該年度アクションプログラム」を決定し、実施している。

平成 23 年度： 平成 22 年度から、西九州大学自己点検・評価報告書の作成に着手し、平成 23 年 10 月に実地調査を受け、平成 24 年 3 月に(財) 日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、平成 24 年 3 月「適合」の認定を受けた。

＜認定期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（7 年間）＞

## ト 情報の公表

本学は、学園の沿革や財務状況に関する情報等、既往の情報提供に加え、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他ホームページなど、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

（掲載ホームページ URL：<http://www.nisikyu-u.ac.jp.nagahara/info/>）

### 1. 公表項目

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

・学部、学科、過程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/>)

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education01.pdf>)

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

([http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/info\\_temp.html](http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/info_temp.html))

・ 職階別教員数 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education02.pdf>)

(4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業（修了）した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

①教育方針（学位授与方針、教育課程方針、入学者選抜方針）

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/uni04.pdf>)

②学生に関する情報

・ 在籍者数状況等 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students01.pdf>)

・ 卒業者進路状況 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students02.pdf>)

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

・ 学部シラバス、カリキュラム (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigaku-syllabus/>)

・ 大学院シラバス、授業科目及び担当教員一覧

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigakuin-syllabus/>)

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info01.pdf>)

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info02.pdf>)

(8) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/examination/expense/univ.html>)

- ・ 入学金、学費（施設設備費、授業料、教育充実費）、委託徴収費

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/support.pdf>)

(10) その他

①財務情報

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/finance04.pdf>)

- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
- ・ 事業報告書
- ・ 監査報告書

②管理運営の概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/admin.pdf>)

②教育力向上の取り組みの概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort01.pdf>)

③国際交流の概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort02.pdf>)

④社会貢献・連携活動の概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort03.pdf>)

## 2. 情報の公表についての実施方法

(1) 学生便覧（毎年1回、4月発行）

(2) 授業計画（毎年1回、4月発行）

- (3) 就職のための大学案内（企業向けのもの、毎年1回、5月発行）
- (4) 大学案内（一般向けのもの、毎年1回、6月発行）
- (5) 過去3年間の入学試験問題（毎年1回、6月発行）
- (6) 広報 永原学園（一般向けのもの、毎年1回、7月発行）
- (7) 永原学園報（学園関係者向けのもの、毎年2回、7月・1月発行）
- (8) 西九州大学健康福祉学部紀要（毎年1回、3月発行）
- (9) 西九州大学リハビリテーション紀要（毎年1回、3月発行）
- (10) 西九州大学子ども学部紀要（毎年1回、3月発行）
- (11) 西九州大学社会福祉学科報（毎年1回、5月発行）
- (12) 特別学術講演会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (13) 各種委員会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (14) 健康福祉実践センター活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (15) インターネットによるホームページ（<http://www.nisiky-u.ac.jp>）への掲載（随時入替え）
- (16) 報道機関等への発表（随時）
- (17) 自己点検・評価報告書（ほぼ4年毎に発行）

今後ホームページへの掲載事項を拡大するとともに、掲載内容の充実に努める。

## ナ 教員の資質の維持向上の方策

本学では平成15年に企画委員会の下に設置した教育活動検討専門委員会ではFD研究に焦点を絞り、教員の教育研究活動の維持向上にかかわる諸問題を一つ一つ解決する作業を開始した。翌年の平成16年度からはこの専門委員会をFD委員会として独立させ、現在も、その活動を継続しており、教員の資質維持向上のため、今後ともこのFD活動は継続して行っていくことにしている。

この委員会では、平成16年度に策定された本学の中期目標・中期計画に沿って、毎年その年度のアクションプログラムを策定し、そこで計画した活動方針に従って、全学的な取り組みを行ってきた。これまでに実施され、また今後も継続して実施する活動には以下のようなものがある。

## 1. 新任教職員研修会

ここでは、毎年度はじめに、新任の教職員を対象として、本学の教育・研究の理念目標、教育・研究活動、学生支援活動、ハラスメント問題等多岐にわたり、本学の教職員として身につけるべき内容について研修を行い、本学の教職員として各人の資質維持向上を図るにはどうしたらよいかの研修を行っている。

## 2. シラバスの改善

学生の学習の指針となるシラバスについて可能な限り良いものを作成すべく、教務委員会とも連携して検討し、そのフォーマットについて授業形態や授業内容を考慮しながらその改善を進め、成績評価の方法等も明記したものにし、全教員が、そのようなシラバスを作成するよう依頼し協力を得ている。

## 3. 学生による授業評価

西九州大学大学院では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の一環として、教育・研究活動活性化を目的として、教育の現状を把握し、今後の授業改善などに役立てるため「学生による授業評価」を実施している。

この授業評価アンケートの作成にあたって、学生を主体とした大学院授業評価検討会を実施し、少人数の授業においても有意義な評価ができるようなアンケート書式となるように活発な議論を重ねた。その後、大学院教員によるFD研修会にてさらに議論し、授業評価アンケートを完成させた。そして、平成22年度前期および後期に置いて本研究科では初めてとなる院生による授業評価アンケートを実施した。今後も継続して行うこととしている。

（質問内容は、次のとおり）

### （1）自己成長について質問（5段階評価）

- \*この授業を受講して満足したか否か。
- \*この授業を受講して今後更に学びたいと感じたか否か。
- \*この授業を通して自己成長を感じることができるか否か。

### （2）記述式の質問（学生から見た教員の教育方法の欠点等を率直に記述してもらう。）

- \*この授業で良かった点、他の授業でも取り入れてほしい点は何か。
- \*この授業をよりよくするための提案を記述してください。
- \*その他、授業、カリキュラムなどについて、意見等があったら自由に記述してください。

(アンケート回収後の活用)

- \*アンケートは、授業毎に学生が回収して、教務課へ提出する。
- \*アンケートの実施結果は、現在、大学院FD担当教員で集計し、公開する準備を行っている。この結果を受けて、さらに教員によるFD研修会等で大学院の授業改善に役立てることとしている。

#### 4. FD研修会・講演会等の実施

これについても、アクションプログラムの中で検討し、これまでに、初年次教育・導入教育に関する講演会を、それらの分野の専門家および先進的な取り組みを行っている大学の担当者を講師として迎え、開催してきた。また、各教員の研究力の維持向上については、潤沢な研究資金があるわけではない状況から、いかに外部から競争的教育・研究費を導入して教育・研究を展開すべきかの研修会も開催してきた。

#### 5. 教員相互による「授業公開」の実施

本学では、FD委員会主導のもと、「学生による授業評価」を実施するとともに、教員が相互に自身の授業を公開する「授業公開」も実施している。「授業公開」実施後には、授業公開についてのシェアリングを行い、より良い授業の在り方についての研修会も開催し、授業内容方法等の改善を図っている。

さらに教育の質改善を目的とした、新たな教育方法等についての研修会も計画中である。これらの情報は、「FD活動報告」として、教育情報の中に組み込んで広く社会一般に公開する。

#### 6. 大学院におけるFD活動

大学院においても、大学院生を対象に修学環境についてのアンケート調査を行い、大学院生の希望・要望について調査を行うとともに、大学院生と大学院担当教員が一堂に会して、大学院生の「生」の声を聴く会や、大学院担当教員による授業方法の改善に向けての研修討論会等を行っている。

本学大学院では、授業改善ならびに大学院教育の質向上を目指して、平成18年度よりFD（ファカル

ティ・ディベロップメント) 委員会が中心となりFD研修会が行われている。

これまでのテーマは以下のとおりである。

- 1) 平成 18 年 2 月 16 日  
平成 18 年度「大学院学修環境アンケート結果報告及び意見交換」
- 2) 平成 19 年 3 月 1 日  
大学院の教育理念・目標と人材養成のあり方について
- 3) 平成 20 年 3 月 6 日  
修士論文に関するアンケート調査結果の報告会及び意見交換会について
- 4) 平成 21 年 2 月 26 日  
学生による授業評価のあり方について
- 5) 平成 22 年 6 月 3 日  
学生による授業評価について
- 6) 平成 24 年 2 月 23 日  
本研究科における 3 つのポリシーについて
- 7) 平成 25 年 2 月 28 日  
学生による授業評価について
- 8) 平成 25 年 8 月 29 日  
地域志向型教育研究への転換について
- 9) 平成 26 年 1 月 31 日  
地域志向型教育研究への転換について(佐賀大学との合同開催)
- 10) 平成 26 年 2 月 12 日  
大学の戦略に則ったFDについて

研究科におけるFD活動は、平成 24 年度までは研究科の問題に特化した様々な課題をテーマとしたものであったが、平成 25 年度より、研究科における教育と学部教育との連続性を担保するという視点に立ったものへと転換を図ってきた。その要諦は「地域志向型の教育・研究への全学的な転換」である。

本学は、学部教育から大学院教育にかけて一貫して地域志向の大学となるべく、教育の質転換を図る

努力を続けている。なかでも、地域生活支援学専攻は、全学的なこのような教育・研究改革の旗艦として役割を果たすことになる。生活支援科学という周辺領域の英知・技能を集積し、地域社会に還元していく専攻と位置付けている。

今後もFD活動を不断に継続し、専攻内・専攻間で定期的に教育内容・教育方法について協議・討論を行い、教員相互の教育・研究能力の維持向上を図ることを通じて、学部教育から大学院教育への連続性を担保していく。